

昭和六年三月

史蹟名勝天然紀念物調査報告書

第六輯

(史蹟の部)

福
岡
県



史蹟名勝天然紀念物調查報告書

第六輯

覆刻にあたりて

「福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書」は、大正十四年（一九二五年）第一輯に始まって、昭和十九年（一九四四年）第十五輯までが出版されました。これらの報告書の執筆者は、いずれも当時の県嘱託や調査委員であり、その郷土の文化財についての真摯な調査研究の成果が、この報告書の内容となつていたのでありまして、それらは今日の本県文化財保護行政の土台をなしているというも過言ではありません。

思ひますれば戦災などによって、このように貴重な報告書が揃つて保存されているところは、現在では、案外に少いのではないのでしょうか。実は、発行当局である県教育委員会自体でさえも、完本の整備に苦心している有様なのです。本刊行会は、このような実情にかんがみまして、今回、これらの報告書の覆刻を企図いたし、第一輯から逐次印刷に附して、普ねく会員諸彦に頒布し、久しい間の御要望に副うことといたしました。ひとつえに大方の御理解と御協賛をお願いいたします。

昭和四十五年十二月一日

福岡県文化財資料集刊行会会長

福岡県文化財専門委員

筑 紫

豊

第六輯 目次

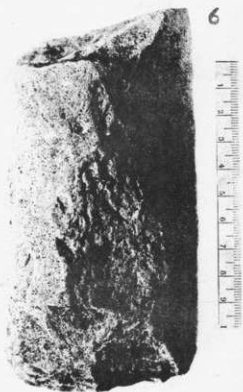
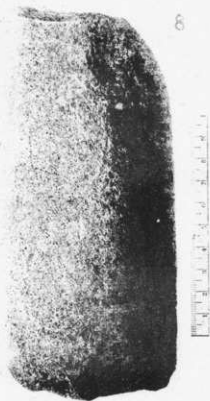
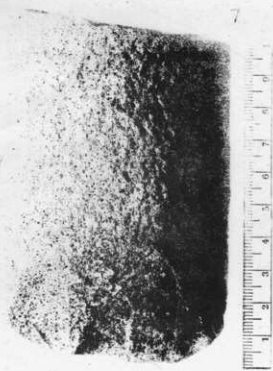
史 蹟

今山の石斧製造所址……………	(圖版數五)	調査委員……………	中山平次郎……………	(一)
鎮懐石傳説址……………	(圖版數四)	調査委員……………	竹岡勝也……………	(一七)
草野町宮崎邸内裝飾古墳……………	(圖版數六)	調査委員……………	玉泉大梁……………	(二九)
大野城及四王寺遺蹟……………	(圖版數七)	調査委員……………	長沼賢海……………	(三五)
道君首名墓……………	(圖版數三)	調査委員……………	武藤直治……………	(五七)
壹岐村城ノ原廢寺址……………	(圖版數七)	調査委員……………	玉泉大梁……………	(六一)
懷良親王に關する星野村傳説地……………	(圖版數四)	調査委員……………	武藤直治……………	(六七)
蒲池氏關係史蹟……………	(圖版數六)	調査委員……………	岡茂政……………	(七七)
吉見嶽城址……………	(圖版數七)	調査委員……………	武藤直治……………	(八五)
秋月氏の遺蹟……………	(圖版數四)	調査委員……………	伊東尾四郎……………	(八九)
小倉延命寺址……………	(圖版數四)	調査委員……………	末岡作太郎……………	(九七)
永瀧寺址の經筒……………	(圖版數四)	囑託……………	島田寅次郎……………	(一五)

今山の石斧製造所址



斧石成完未 4-1



(片破)斧石成完 8 斧石成完未 7-5

今山の石斧製造所址

調査委員 中山 平次 郎

我が福岡縣内殊に筑前國內の古代遺蹟を調査すると屢々玄武岩を以て製作された大形磨製石斧を見出すことがある最も多くこれを糸島早良筑紫三郡内の遺蹟に於て見出すが粕屋朝倉郡内の遺蹟から出土したのもある然るにその原料たる玄武岩なるものは各地何處にも露出して居る岩石では無く博多灣方面でいふならばその産地は糸島郡今山今津芥屋早良郡能古島その他博多灣口の二三の岩礁といふ如く頗る小區域に限られて居る原石の産地が斯くの如く限局せるにも拘はらずそれを原料とした石斧が廣く各地に分布して居るのは要するに昔日その原石の産地と諸方面の部落との間に聯絡があつたを示すのであつて我々はこれを手懸りとして古代の交通を考へることが可能であり各地に有り振れた岩石とは異つて産地の頗る限局した玄武岩はこの點に就ては寔に好都合の資料といはねばならぬしかもその玄武岩製石斧を出した遺蹟を調査すると石斧の原料たる玄武岩がその土地の産で無いばかりで無く石斧そのものをその遺蹟に於て製造したとの證據を挙げ難いのが普通である斯くの如しとするとこの石斧は既成品として他の遺蹟から持ち込まれたものゝ如くにも推察され玄武岩露出部附近を綿

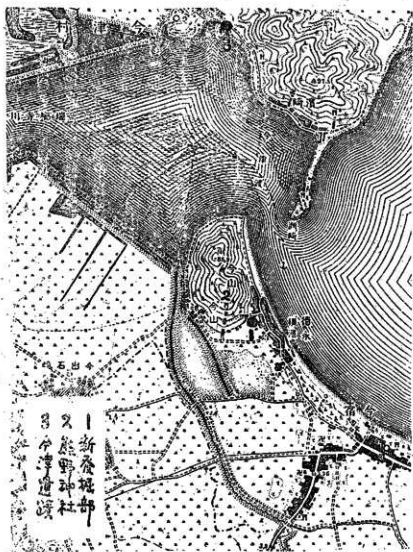
密に搜索したならば、或は同岩を原料とした石斧製造所址を發見し得ずやとの希望を生ぜしむるが、この希望に添ふものとして最初に發見した糸島郡今津の遺蹟があり、第二に發見したものととして同郡今山の遺蹟がある。有名なる玄武岩露出部として同郡芥屋大門崎附近にも同様の遺蹟がありはせぬかとの疑を以てこの方面を二回程踏査したことがあつたが、遠隔地のことゝて徹底的に搜索するの餘裕を得ず、遺蹟の存否は今尙不明である。更に角玄武岩露出部なる糸島郡今津及び今山の兩所に往昔各一ヶ所の玄武岩を原料とした石斧製造所のあつたことは、この兩所から同岩製未完成石斧が多く出土するに依つて確實であつて、我が地方の諸遺蹟から出土する同岩製石斧少くともその一部の上は以上兩所の製品であつたことを知らしむる。石器の實用された未開時代には石斧の如き器物は各部落の住者が手近の石材を利用して、各自にこれを製造し、所謂自給自足をやつて居たものゝ如く思はれ易いが、實狀を調査すると必ずしも然りとはいへず、既にその當時から一程度分業が發達し、謂はゞ石斧製造業者といふべき專業者があつて、その手に依つて作り出され、これが各地に送り出されて居たのを知る。玄武岩製石斧は上述の如き各部落間の交通聯絡を推察するに好適資料たるのみならず、このものは又分業の發達を考察する一助と爲すを得る重要遺物であるから、左には本年度に於て今山の遺蹟から採集した石斧未完成品のうち各期工程のものを選んで同所から如何なる遺物が出土するやを示すと同時に、同所製石斧が如何に製造されたやを明にして置かうと思ふ。

大正四年余は糸島郡今津の入江の汀渚近くに於て彌生式土器を出す一の貝塚の痕跡を發見し、この遺蹟に於て多數の玄武岩製未完成石斧を見出したから、石斧製作法を研究してこれを考

古學雜誌第六卷第六號に報告したことがあるが、この遺蹟に於て得た或るものと同様の未完成石斧は大正元年の元寇役防壘調査に際して、今宿松原の北端なる横濱民宅の近傍に於てもその一個を得たことがあるから、或はこの部に近き玄武岩露出部なる今山の邊にも一ヶ所の同様な石斧製造所あらんを考へ、爾來再三同山の麓を廻つて見たが、當時は唯一個の未完成石庖丁を發見したに過ぎぬのであつて、未だ以て自分の希望した石斧製造所址といふべき遺蹟を見出すに至らなんだ併し未完成石斧や未完成庖丁の出土するのは、この方面にも一ヶ所の石器製造所のあつたことを指示するやうに思はれたから、爾後も發見の希望を捨てず、この方面に至る毎に搜索を續け來つたが、容易にその局部を突き止め得ないのである。この今山の北部は道路修造用の玄武岩碎片即ち所謂黒バラヌ製作の爲既にその當時から山の斜面が崩され海岸か作業場となつて頗る荒らされて居り、又同山の南部附近には蒙古襲來に際して築造された防壘の遺址があつて、變動を受けた形跡顯著である。その上に此處には舊藩時代の米穀集散地なる横濱の民家が立ち列んで居て、益々變動をして大ならしめた趣を呈して居る是等の爲に以前に存じた遺蹟も廢滅に歸することあるべく、有望の如く思はれ乍ら遺蹟の發見困難なのは或は是等が爲ではないかと推察され、數年來の搜索も空し徒勞に終りさうに危まれた然るに大正十二年早春の比最後の試みとして、今山中腹の熊野神社所在地に登つて見ると、神社の後側には玄武岩の露出があつて、この社地からその周圍の草地へ懸けて甚だ多數の玄武岩製未完成石斧の散列があり、豫想の如くこの今山にも露出玄武岩を原料とした一ヶ所の石斧製造所のあつたことを確め得たから所見の概略を古學雜誌第十四卷第十四號及び第十五卷第一號に報告して置いた。

上述の如く終にこの今山にも一ヶ所の石斧製造所址があるを確め得たが、この際奇異に感ぜしめたのは、未完成石斧の散列して居る熊野神社境内及びその周囲の草地から一片も土器が出土せぬことである。古代遺蹟から石器を發見し得ぬ場合は屢々あるが、土器殊にその破片は多數に存在するを普通とし、これが發見は通常極めて容易である。然るに今山中腹の遺蹟は丁度それとは反對に、未完成石斧を多く出すにも拘はらず、一片も土器を出さぬのである。この點から觀察すると、この遺蹟は部落址といふべき普通の古代遺蹟とは少しく性質を異にしたやうに思はしめる。その上に熊野神社附近から出土する未完成石斧を見ると、石斧作り始めといふべき程度の形のまだ餘り整ふて居らぬ單に原料を粗く打ち缺いたといふに過ぎぬ石片のみが多く、巖に今津の遺蹟に於て多く發見したやうな大分完成に近づいたといふべき工程を示したものは一個も發見し得ぬ。この點から觀察すると、熊野神社附近に發見した遺蹟は謂はゞ原料採掘所ともいふべきものであつて、同所に露出して居る玄武岩を原料にして、その現場に於てこれに粗ごなしのみを行ひその粗製品を何處か近傍の部落に持ち歸つて爾後の仕上げを行ふて居たやうに推察せしむる尙可。の上に以上の遺蹟の地形的關係を注意すると、これが又他の多くの古代遺蹟とは少しく相違して居る。我が地方の古代遺蹟は平野に面した丘陵の麓の少しく小高いところ若しくは平野に見出すを普通とし、配置の關係は大體に於て今日の農村と類して居るが、以上の熊野神社は標高八五九米の今山の南面なる五〇米線の邊にあつて、所在の位置が普通の遺蹟とは高さに失するやうに思はれる。無論五〇米線やそれ以上の高さところにて遺蹟を見出すことは屢々あるが、それは内陸に入り込んだ一般地盤の高い地域のことであつて、今山の如き博多灣の

海面から直ちに五〇米も上つた高さの局部に遺蹟を見出すことは餘りその實例に接せぬ種々なる事情を綜合すると熊野神社附近に見出した遺蹟は部落址と認むべきものでは無くして上述の如き原料採掘所及びその粗ごなし場といふべきものに過ぎぬのであつて、これに對する仕



今山の石斧製造所址

【第一圖】 今山附近地圖

上げ場といふべき昔日の部落址は何處か同山麓の低い位置にあつたもので無くしてはなうぬやうである、仍つてこの山上の原料採掘所に對する部落址の所在を極めんとして再三同山麓を捜して見たが僅に遺蹟の痕跡を見出したに過ぎぬのであつて、今年に至つて現はれたやうな多数の土器及び石器の埋藏を示せる顯著の遺蹟はこれを發見し得なんだ。

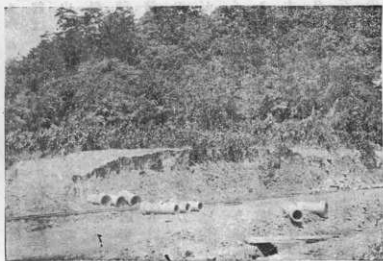
如上の部落址搜索の目的を以て今山附近の地形を觀察し、尙これを博多灣沿岸の海岸線變遷の大勢と對照すると、今山附近は元來今宿方面から西北へ横濱に向つて突出しだ砂嘴に依つて内陸と連絡せる半島形を爲した地域であつて、昔日の今津の入江は今日より著しく廣大でありこの入江が今山の西側より南側に入り込んで居たことは陸地測量部地圖の上にも同山南部に據濱今田地となるが描かれて居るに依つて推察し得る。此處に於て製鹽したのが何時の頃からであるやは不明であるが、随分古い時代からであるらしく、製鹽の遺物としてこの方面から夥しい數の赤く焼けた石片が出土する。

今山を今宿方面と連結して居た砂嘴は幅狭きもののやうであるが、この方面に現存する約六百五十年前の元寇役防塁址か今尙海に近きところにあるを以て見ると、この方面は博多灣東半部とは異つて海岸線前進の極めて緩徐な部分であるは確實隨つて以上の砂嘴の發育には極めて長年月を要してたのを知る。而して以上の今山に於て石斧製造の行はれた時代が概略何年位以前であつたやを考へると、玄武岩製大形磨製石斧は我が地方の古代遺蹟から多く出土する炭義彌生式土器と關係顯著の遺物であつて、この土器の古さの上下限は今日尙未定の疑問としても、その古さの一端として概略二千年以前乃至は千九百年前といふ年代が含まれて居るのは、銅

鉾銅劍並に鏡鑑等の伴出遺物の研究に依つて今日學界に認めれて居る、二千年乃至千九百年前のものであると、これは元寇役防龜の六百五十年前の約三倍位の古さのものとなつて、壘址がこの部は於て今日尙海に近きところに現存するのを願慮すると、石斧製造の行はれ頃には以上の今山の砂嘴は既に存在して居たであらうといふことが推察さるゝ、右の事情を參酌して山上の原料採掘所に對する石斧仕上げ場といふべき部落址の所在を索めるならば、これを今山東南隅の麓の邊に想定するのが最も適切であるが、この局部には元寇役防龜が築かれて居り、その上に横濱の民家があつて搜索頗る不便或は既に久しき以前に遺蹟の主要部が廢滅に歸して居りはせぬかを危ましめた唯横濱西方の畑地の邊を搜索して、この部から多少の廣義彌生式土器の破片が須惠器破片及び黒耀石片と伴出するを認め、一個の未完成石斧をこの部より採集し、尙村民から廣義彌生式土器と認むべき赤褐色燒土器が往々出土するを聞き出し、これで搜索を打ち切ることにして、爾來永くこの遺蹟を訪はんとせなんだ。

本年昭和五年(四月)九州考古學會の諸君が糸島郡御床松原に遺蹟踏査の爲小旅行を試みた際、當日參加された田中女子師範學校教諭より承るところに依ると、近比縣の事業として今山下の碎石工場に達する新道路が開鑿され、この際夥しき土器が發掘され伴出する石器類も少くないとのことであつた、今山下に於ける顯著の土器包含層は上述の如く久しく尋ね來つたもの、しかも實際の主要部の所在を究知し得なんだものであるから、田中教諭の談を承つて偶然の機會から愈々この局部が明にされ來つたのを頗る喜ばしく感じた、仍つてその翌日實地を査して見ると、包含層存在部に於ける新道開鑿は當時已に結了済になつて居たが、土工監督者並に入夫のい

ふところに随ふと、遺物包含層主要部は今山東南隅の麓なる熊野神社東登り口の南方少許の位置で横濱民宅裏のところにあつたに相違無く、この部の土壌を掘鑿した際に夥しき土器破片と石斧類が多く出土したのであるといふ、恐らくこの遺物包含層はこの部から尙周圍に広がつて居るのであらうが、その位置には民家があつて調査不可能である。土器を含んだ土壌の大部分は己に運び去られて新道他部の下積みにされて了つた後であるとはいへ、その局部に接近した土層新断面には遺物包含層の小露出が見え、須恵器破片及び黒曜石片を伴ふた彌生式土器破片の現場附近に残存せるもの尙少なからず、石斧類さへ尙多少は採集し能ふ有様であつた。石斧類はこれを見出すと人夫達が珍重して皆持ち歸つたとのことであるから、何個位出土して居るや不明であるが甚だ多数であつたとのことであつて、最初踏査した日にも人夫達の持つて居るもの四個を見るを得た。依つて余は爾來五ヶ月に亘つて頻回この遺蹟を踏査して、能ふ限り土器及び石斧を蒐集することに努めた



【第二圖】 今山下新發掘部近傍の遺物包含層露出部
(昭和五年七月所見)

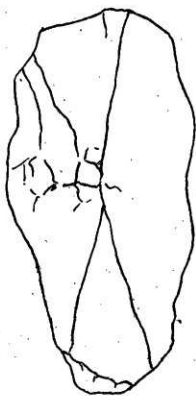
ふ限り土器及び石斧を蒐集することに努めた

のである。尙今回久し振りに今山に赴いた序を以て前に一度検査したことある横濱西方の畑地の邊を搜索して見ると、爾來この部に新築された家屋數軒あつて、建築地均らし工事の際に發掘されたものと覺しく、この部附近に於ても土器及び石斧の掘り捨てられて居るを見受けたから、これをも採集し來つた。斯くして手許に集め得た遺物の總數は意外に夥しきものとなつたが、その大多數は微々たる土器破片であつて、その一々を擧示することは餘りに煩はしく、是等に就ては他日専門雜誌の上に報告する機會を得ることゝ信ずるから、茲にはその提示を見合はすことにして、下には以上の今山遺蹟から採集した石斧のうち石斧製作の順序を追究し得べきものみに就て説明して置かうと思ふ。

上文に於て今山々上の熊野神社の附近から採集した未完成石斧が石斧作り始めと稱すべき原料を粗く打ち缺いたに過ぎぬ粗製品のみであつたことを説述したが、今回今山下の遺蹟から採集した未完成石斧のうちにも二三個これと畧同程度の粗製品が加つて居た。併し乍ら今回今山下から出土した石斧の大多數がこれより更に進んだ工程を示せるものであつたことを願慮すると、山上の原石露出部に於ては粗ごなしのみが行はれ、この粗製品を山麓の部落に持ち歸つて更にその仕上げを施したとの推察は今回愈々實際の遺物に依つて證明されたといはねばならぬ。

石斧製作の最初期工程を表せるものとして提示するに好都合の石片は今回これを發見するを得なんだが、斯るものは前回に熊野神社附近より得たものうちに存するから其の一を圖を以て示すと第三圖の如き形状のもの(長さ二四八釐、幅一一八釐、厚さ六九釐、實物福岡高等學校現

體である。無論このものより前の工程を示せるものも見出さぬでは無かつたが、それは原石露出部附近に夥しく存する單なる割



【第三圖】石斧作り始めの石片

何を知り得るのみならず、これあるが爲に却つて普通の割合片で無いことを察し得る。この第一工程といふべき最初の作業は原料たる手頃の大きさの少々長目の石片を粗く打ち割つて、後に石斧を作り出すに好都合の形に加工するのである。その割面は頗る粗大で、石片各個の間にそれれの相違を示すが、この程度のものに共通した點は兩端より時には一端より石面を概して縦に割り取つてある事である。第三圖のものに於ては兩端より割り取られた面が四つ程會合して、交又した稜角状の境界を示して居るが時には一端より上下に通つた割面を作つてあることもある。又原石の如何に依つてはその何處かに元來の石面が残さるゝことも稀にはあらぬ。この第一工程を茲には原料の粗割りと稱して置く。

次の第二工程たる作業も矢張り打撃に依つて行はるのであるが、前のもの程粗大で無く、少

部附近に夥しく存する單なる割石片と大差無きものに過ぎぬから、説明は第三圖の程度のものから初めることにする。實はこの第三のものに於ても第二工程といふべき側縁から缺き取る作業が已に多少始められて居るが、未だその最初期でその前の作業の如

しく性質を異にし、打裂或は欠き取りと稱して可い。これに依つて形成せらるゝは所謂打製物であるが、打製の名は次の第三工程の生産物にも通して混同の虞がある。故に寧ろ裂製と稱するの至當である。この第二工程としては概して側縁より横又は斜に、必要に應じて兩端よりも二次的の打撃が加へられ、薄片が逐次欠き取られて全體の形態が多少整へらるゝのである。此際薄片が最初粗く次第に細まかく欠き取らるゝは遺物の上からも知ることが出来る。前に示した第三圖のものには圖の右側縁中邊に已に多少の欠き目が見え、欠き取り作業は先づ斯る厚き部分より着手せらるゝを示す。圖版(1)長一九二、幅一〇三、厚六〇、(2)長二三四、幅一〇一、厚六八、(3)はこの側縁からの欠き取り作業が少しく進めるを表せるもので、今山々上の熊野神社の附近から出たものは多くは斯る類であつたが、今回同山下の遺蹟からも多少これが出現し、山上の原料採掘所で作つた粗製品を山下の遺蹟に持ち歸つた趣を呈して居た。(1)は熊野神社の境内から今回新に採集したもの、又(2)は今回發掘の山下の遺蹟から出土したもの、大體に於て同じやうな遺物が同山の上と下とから出土するを示さんとしてこの兩者を圖上に列べることにする。已に作業がこの程度に進めば石片全體の形が所謂打製石斧に近づき來るが、實物を見ると側縁及び刃部はまだ頗る不整であつて、不規則に彎曲し、或は粗大なる波狀を呈して居る。

以上の如くにして大體の形を作り出した後、更に周縁より薄片を欠き取れば漸々石斧らしき裂製品が出來上る。斯るものうち全體の形態が稍々薄手で刃端が鋭利な稜角を爲せるものは所謂打製石斧と類似し、已にこの儘でも使用に堪る如く見ゆるが、實は打製石斧と稱すべきもので無く、未完成の製作初期のものである。圖版(3)頭部缺失、殘存部長一三六、幅八八、厚五四、(4)

ものは裂製品ではあるが已に形態が著しく整へられたもの、このものに於る兩側縁及び刃部の稜は前者と異なつて、略同一平面に位して居る整形が已にこの程度達すれば裂製品として器面は如何にも粗雑であるが、刃部の形は完成磨製石斧に於けると似た蛤刃を呈するに至る前に、今津の遺跡から得たものには特にこの刃部を細まかく丁寧に打ち削りだものが多くあつたが、今回今山に於て見出したものは刃部の欠き取りが概して稍々粗雑であつて、是等は恐らく工人の性向の如何に基いたものであらう。尙この整形的打ち削り作業に關係した遺物として新發掘の局部並にその西方の畑地から甚だ多數の薄き玄武岩片が出土するのを知つた。この薄片は如上の整形に際して欠き取られた石片の如く見ゆるから、斯る石片の散列區域は要するに昔日の石斧製造業者の住居した位置を示すものゝ如く解され、將來の捜査に際してはこれが一の目標になるやうに思惟さるゝ。

上述の(3)の程度に作業が進んだものは、裂製であり又兩側縁が稜角を呈してまだ鋭利になつて居るとはいへ、その形態が已に整然たる上に、刃部が蛤刃を爲して全體の形は頗る完成磨製石斧と類似して居る。随つて斯る形態のものに直ちに琢磨を加ふれば磨製石斧が完成するやうに推察さるゝが、實際には決して然るものにはあらぬ。他地方の磨製石斧中に斯くして作られたものが無いとはいへぬが、少くとも前回發見の今津の石斧及び今回發見の今山の石斧は斯くして作られたものでは無い。古代の工人と雖實際の當事者として中々工風に富み、裂製品を直ちに磨かんよりも、更に一層琢磨に都合好き簡便法を講じて居たのである。

第三工程として第二の打裂と第四の琢磨との中間に器面の敲打或は穿ろ敲き減らしと稱す

る方が適切な作業が施されて居た。これに相當する實物は今津の遺蹟より多く見出されたが、今回の今山下の遺蹟よりも多く発見された。この打ち敲き作業に依つて前の裂製の際に生じた器面の稜角並に凸凹が萬遍無く敲き減らされて平均し、後の磨琢に對して一層好都合の素地が作らるのである。圖版(4)(5)(6)(7)は敲打の現はれたものを作業進行の順序に列べたのであるが、(4)又部缺失、殘存部長一四三、幅八〇、厚四八、(5)は興味深き遺物であつて、このものに於いては圖の左側縁部に於いて敲打作業が著しく進行し、爲に元來の稜角は敲き減らされて丸味を帯び、次出の(5)(6)(7)に於けると大差無き状態を呈せるにも拘はず、圖の右側縁部に於いては未だ敲打が開始せられず、裂製の儘になつて居るものである。(5)又部缺失、殘存部長一六〇、幅七八、厚五三、(6)は兩側縁部共に敲打を受けて丸味を呈し、器面も亦敲打されて稜角を失ひつゝあるが、圖の右側に於いて未だ多少の缺き目を殘せるものである。(6)頭部缺失、殘存部長一四四、幅七五、厚五、(7)は前者と似たものであるが、一層敲打されて已に缺き目の稜角も殆んど消失し、唯器面に元來の突出部を殘せるに過ぎぬものである。(7)頭部缺失、殘存部長一一三、幅七二、厚五五、(8)は敲打完全と稱すべきものであつて、このものに於いては器面一切の凸凹は已に敲き減らされて平均し、爲にその横断面は正しき楕圓形を呈するに至つたものである。斯るものに於てはその形態は已に磨製石斧と殆んど同狀を呈するのであつて、唯琢磨が加つて居らぬといふ點がこれと相違するのみである。(4)(5)(6)の如き半成品を通過すると、敲打作業は通常側縁部より開始さるゝ如く思惟さるゝが、必ずしも斯くとも一定して居らぬ。今津出土の或るもの及び今回今津出土の或るものに徴すると、側縁部は打裂の儘、敲打を器面の中邊より開始したのもあつて、これ等

は場合々々に依つて種々になつたものと思はれる。但し刃端のみは決して敲打せらるゝこと無く、破裂の儘に置かれ、その儘琢磨せらるゝのである。

第四工程が即ち琢磨であるが、石斧は已に上記の三段工程を経て形態的に磨製石斧と大差無きものに迄作り出されて居るから、これを磨いて磨製石斧を完成するのは別に面倒なる仕事では無かつたと思はれる。寧ろ裂製品を逐次敲き減らして上出(7)の如き形と爲すことが頗る根氣を要し又破損を生ぜしめ易い仕事であつたやうである。今山下から出現した石斧の多くが敲き目を有し併かもこれが中邊に於て折損した破片として出土したのを見ると、是等の多くは製作の半途に破損を生じた爲廢物として投棄されたものゝやうに思はれる。今回今山から出土した完全なる磨製石斧は唯一個であつたやうに聞知したが、これは既に或る人が持ち去つた後であつて、終にその實物を見るの機会を失した(8)兩端及び裏面缺一失、殘存部長一八六、幅八一、厚一、失の爲不明)は今山下の發掘物では無く、筑紫郡御笠村大字阿志岐字向原の壘棺埋沒地から見出したものであるが、今山及び今津に於ける石斧製造所の製品と同様なる玄武岩大形磨製石斧であるから、遠隔地から發見したものゝ一例としてこれを茲に掲げて置く。

以上の遺物を通覽して識知した石斧製作法に就て概説すると、大略左の如くである。

原料 此れは玄武岩の自然露出部に散列する若しくは故らに割り取つた岩片と認むべく、今山に於ては初期工程を示せる石斧の散列を認むる熊野神社の後方に玄武岩露出部を存するから、此部から採取した岩片を原料としたと思はれる。現時縣の事業として玄武岩を採掘し道路修造用黒ガラスを製造しつゝある今山北端部にも登つて一應調査して見たが、この方面に

は石斧を見出さなんだ。

製作法。磨製石斧完成に至る迄に概畧左の四段工程を經過し、これが順次進行したと認定すべきである。

第一工程 粗割。この作業は手頃の大きさを有する稍長目の石片に施され、これが粗く打ち割られて後の作業に對して好都合の形に改めらるゝ。この際概して石片が兩端又は一端より縦の方向に割らるゝ。

第二工程 打裂。概して側縁より必要に應じて兩端よりも薄片が缺き取られ全體の形態が更に整へらるゝ。

第三工程 敲打。器面が萬遍無く密に敲き減らされて面の凸凹並に側縁の稜角が平均さるゝ。この際双端のみは敲かるゝこと無く、裂製の儘に置かるゝ。

第四工程 琢磨。これに依つて磨製石斧が完成するは多言を要せぬ。この琢磨に依つて石斧の形が出来るにあらずして、已に其以前の敲打の際に殆んど作り出されて居る。隨つて琢磨には大なる手数を要さなんだと思はれる。

要之今日の石工の作業と殆んど同一のことが既に石斧製作の昔より行はれ來つたのであつて、その由來するところ甚だ古きを知ることが出来る。

今山神社の附近に初期工程を示せる未完成石斧の散列を發見して以來、同山下にその仕上げ場と稱すべき遺蹟の存在せんことは余の固く信ずるところ、久しくこれを搜索しつゝあつたがその局部が人家に接し遺物の地上に散列するもの多からざりしが爲これを搜出し得なんだので

ある本年に至つて新道開鑿により偶然これが現はれ來つたことは余の願る喜ばしく感ずるところであつて、この報知を賜つた田中女子師範學校教諭並に調査に際して多大の便宜を與へられた同土工當事者各位に對して厚く感謝の意をす表る。

鎮

懷

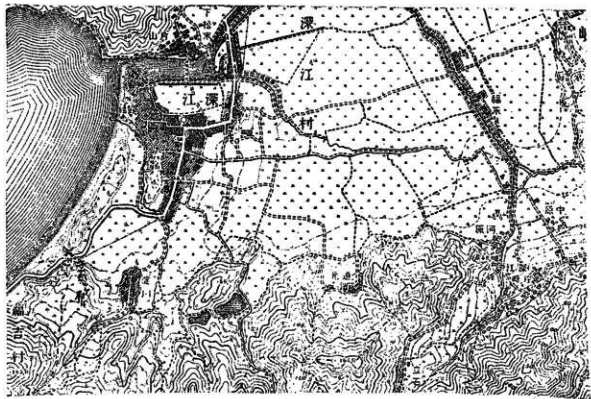
石

傳

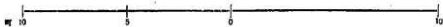
說

址

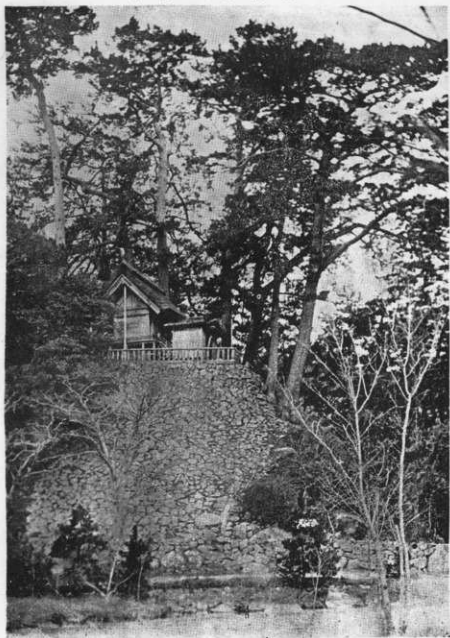
子負ヶ原位置



尺之一分万二



宮幡八石懐鋏



む望を山丈二りよ原ヶ負子



む望を海の土怡りよ原ヶ負子



鎮懷石傳說址

調査委員 竹岡勝也

一 鎮懷石傳說

鎮懷石傳説は、神功皇后傳説の中にあつて最も著名なものゝ一つであり、而かもその發生年代極めて古く、記紀を初め、萬葉風土記等、何れも此の傳説の存在に就いて語る處ある。次に先づその主要な記載を列擧して見る。

古事記

故其政未竟之間、其懷妊臨產、即爲鎮御腹、取石以、纏御裳之腰而、渡筑紫國、其御子者阿禮坐、故號其御子生地、謂宇美也、亦所纏其御裳之石者、在筑紫國之伊斗村也。

日本書紀卷九

于時也、適當皇后之開始、皇后則取石挿腰、而祈之曰、事竟還日、產於茲土、其石今在于伊都縣道邊。

皇后從新羅還之、十二月戊戌朔辛亥、生舉田天皇於筑紫、故時人號其產處曰宇瀨也。

萬葉集卷五

山上臣冠良詠鎮懷石歌一首並短歌

筑前國怡土郡深江村子負原。臨海丘上有二石。大者長一尺二寸六分。圍一尺八寸六分。重十八斤五兩。小者長一尺一寸。圍一尺八寸。重十六斤十兩。並皆楮圓狀如鷄子。其美好者不可勝論。所謂徑尺璧是也。或云此二石者。舊傳國後。非此石。而取之。去深江驛家二十許里。近在路頭。公私往來莫不下馬跪拜。古老相傳曰。往者思長。見日女命。征討新羅國之時。用茲兩石。插著御袖之中。

以為懷懷。實是御。所以行人敬拜此石。乃作歌曰。

可既麻久波。阿夜爾可斯故斯。多良志比咩。可尼能彌許等。可良久附遠。武氣多比良宜且。彌許許呂遠。斯豆迷多麻布等。伊刀良斯且。伊波比多麻比斯。麻多應奈須。布多都能伊斯乎。世人爾。斯咩斯多麻比且。余呂豆余爾。伊比都具可彌等。和多能會許。意俱都布可延乃。字奈可美乃。故布乃波良爾。美且豆可良。意可志多麻比且。可武奈何良。可武佐備伊麻須。久志美多麻。伊麻能遠都豆爾。多布刀伎呂可併。

阿米都知能。等母爾比佐斯久。伊比都夏等。許能久斯美多麻。志可志家良斯母。右事傳言。那珂郡伊知鄉養島人。建部牛麻呂是也。

筑前國風土記

筑前國風土記曰。怡土郡兒響野。在二郡。此野之西有白石二顆。一顆長一尺二寸六分。圍一尺八寸六分。重一十八斤。另一顆長一尺一寸六分。圍一尺八寸。重一十九斤。異者氣長足。姪尊欲征伐新羅。到於此村。御身有姪。忽當誕生。登時取此二顆石。捕於御腹。新日陰

欲定西擗來着此野。所姪皇子若此神者。凱旋之後誕生其可。遂定西擗還來即產也。所謂舉田天皇是也。時人號其石曰皇子產石。今訛謂兒響石。釋日本紀卷十一

筑紫風土記

筑紫風土記曰。逸都縣子鑿原。有石兩顆。一者片長一尺二寸。周一尺八寸。一者長一尺。周一尺八寸。色白而靱。圓如磨成。俗傳云。息長足比賣命欲伐新羅。因軍之際。懷娠漸動。時取兩石。挿著裙腰。遂襲新羅。凱旋之日。至芋淵野。太子誕生。有此因緣。曰芋淵野。

謂子鑿原也。風俗言訓耳。

俗間婦人忽然娠動。裙腰挿石。願令延時。蓋由此乎。日本紀卷十一

以上此の鎮懐石に就いて古く古老の傳へる處著しい撞着を見ないのであるが唯兩石を取つて裙腰に挿著されたと云はれる時期が日本書紀以下多く御出征に當つてとされて居るのに對し古事記はその政未だ竟へ給はざる程に即ち新羅御平定の間の出來事として語つて居る。次に鎮懐石の所在地は古事記に依れば筑紫國の伊斗村であり書紀に依れば伊都縣の道の邊であり萬葉に依れば深江村子負原であり筑前國風土記に依れば怡土郡兒鑿野であり筑紫風土記に依れば逸都縣子鑿原である。此の中にあつて多少問題になるものは古事記の伊斗村であり單に筑紫國の伊斗村と稱する場合には一方和名抄に宗像郡怡土郷の存在する事も顧られなければならぬ。いが書紀以下何れも伊都縣或は怡土郡とする事に依つて見れば此の伊斗村も矢張り此の地方を指すものと見て先づ大過なかるべく而かも萬葉以下は怡土郡の中にあつて更に兒鑿野或は子負原殊に萬葉は深江村子負原としてその地點を限定して居る記述に精粗の別はあるが必ずしも矛盾する處を見ないのである。次に今一つ問題となるのは皇子御降誕の地である古事記に依ればそれは宇美であり書紀に依れば宇瀨であり筑紫風土記に依れば芋淵野である。そして此の地名は皇子御降誕の因縁に依るものだと云はれて居るのであるが然らば此の宇美と子負原とは如何なる關係に置かれるものであるか。此の關係を以上の傳説に求める事は極めて困難で

ある、唯書紀は皇后が石を取つて御腰に挿まれる時に「事竟へて還らむ日に玆土に産れ給へ」と祈ひされて居る事を語つて居る、併しながら石を御腰に挿まれた處は必ずしも子負原でなければならぬ理由は語られて居ない、次に筑前國風土記に依れば皇后は此村即ち兒養野に到つて石を御腰に挿まれた、そしてその石は現在兒養野にあるのであるが、果して皇子は此の兒養野に於いて御降誕あられたものであるか、換言すれば兒養野は此の因縁ある事に依つてまた芋淵野とも呼ばれて居るものであるか、此の關係は極めて明瞭を缺くものがある、書紀と此の風土記とが互ひに他を豫想する事に依つて、兒養野は即ち芋淵野であると云ふ結果も生じて來るのであるが、書紀は風土記の説話を豫想するものではなく、風土記また必ずしも此點に於いて書紀の説話を豫想して居るものと断定する事は出來ない、そしてその限りに於いて兒養野は兒養野であり、芋淵野は芋淵野であつて、此の兩者は別々に考へられなければならぬであらう。

二 傳 説 地

玆に問題となるものは要するに怡土郡兒養野、逸都縣子養原之を萬葉に依つて見るならば深江村子負原の位置である、筑前國風土記は之を郡の西に在りと語つて居るが、更に詳細にその地點を示して居るものは萬葉であつて、之には或は深江の驛家を去る事二十許里近く路頭に在りとあり、或は又海に臨むの丘上二石有りと語られて居る、即ち子負原の位置を決定する爲めに玆に先づ深江の驛家なるものが興へられたのであつた、此の深江の驛家は延喜式にも驛馬五四を以て現れて居り、王朝時代に於ける交通の要路に當らなければならぬが、現在此の深江の地名を求めらば、糸島郡の西部、肥前國東松浦郡との間に福吉村一村を隔て、深江村あり、深江村

と境を接する豊貴山村に大字上深江がある。此の中にあつて現在交通の要路に當り地方の中心をなすものは深江村に屬する。所謂深江の町である。そして此の深江の町は近く福永川の河口に接つし、二條の砂丘を隔て、所謂怡土濱の海岸に連つて居る。然るに上深江は深江の町を東山寄りに隔る事約二十町、河原、片峯を合して大字上深江と呼べるゝに至つた。現在の區劃は町村制實施以後のものではあるが、古く上深江の地名あり、それは片峯を指したものでなければならぬ。い事を、郡誌は古地圖その他に依つて語つて居る。兎に角片峯或はその附近に古く上深江なる地名が存在したとするならば、その上深江は現在の深江村、殊にその中心をなす處の深江の町と如何なる關係に置かれるものであるか、固より此の關係を突き詰める事は出來ないが、傳へられる處に依れば、古く王朝時代に於て深江村と呼ばれたものは今の上深江の地方であり、此の名稱が現在の深江の町に移されたのは平安末期の事であつた。そして此の傳説の基く處は一つには、嘗つて建仁年間に於いて上深江即ち片峯の地から下深江、即ち深江の町に移されたとする村社、深江神社の社傳にあるらしい。更にその傍證として郡誌は地理的關係、即ち深江は深き入江であり、その入江は嘗つて片峯の附近に迄及んで居たらしい事を、或は地名、或は地層、或は貝殻の分布等に依つて擧げて居る。現在の地形に徴するも、此の關係は或る程度迄承認されなければならぬであらう。そして此の關係を承認するならば、近く福永川の河口に接つし、二條の砂丘に依つて僅かに海岸と境されて居る深江の町が、少く共土地としては、遙か上流であつて、而かも山裾に位する上深江の地に比較して後世の發達に屬する事も亦承認されなければならぬ。併しながら果して深江の町が建設される程度に迄、入江があせ、土地が固定したのは平安末期の事であるか、之

を立證するものは深江神社の社傳であると云ふならば、あまりに心許ない限りではないか従つて王朝時代の深江の驛家は上深江の地に存在したと云ふ事も、未だ傳説の程度を脱却する事は出来ないのである。同時にそれは下深江に就いても同様であつて、現在交通の要路に當つて居ると云ふ理由を以て、直ちに之を深江の驛と断定する事は許されない。少くも子負原の位置を決定する爲めには、我々に傳へられる處の此の上下の深江を、共に念頭に留めて置く事が必要であり、又後世傳へられる處の深江の地名を離れて、王朝時代の深江の驛家を求める事も、暫く断念されなければならぬのである。

かくの如く深江の驛家に對する態度を決定して、次に子負原の地名を求めるならば、矢張り深江村に於いて現在村社鎮懐石八幡宮が鎮座する處の子負原がある。此の子負原が古く鎮懐石との關係に於いて傳へられて來て居る事は、續風土記子負原の條に明かであつて、之には次の記載を見る事が出来る。

今深江の町より五町許西、大道の南の高き所に里民子負原と云傳ふる所有、又萩の原共云、今より百年以前迄は、此兩石尙此地に在しを見たる由云者有て、寛永の末迄存せしと云、其後盜人取て今はなし、貞享二年其所に八幡の社を創立す、是は昔皇后の御屢にはさみ給ふ石、此邊に在しを盜人取て失ぬ、近年深江の村民六郎と云者、其邊に捨て有しを見出せしとて一の石を持來れり、民家に納置しに、山鳩一其家に飛入し故諸人彌此石を尊敬す、依之深江の民此社を建て其石を納む。

即ち之に依れば現在の八幡宮は貞享二年の創立であつて、その以前に於いては未だ神社と呼

ばるべきものはなかつたらしいが、而かも尙鎮懐石は寛永の末頃迄は此地に存在する事が出来たと云ふのである。固より寛永の末は當時已に百年の昔として語られて居る、又果して寛永の末迄存在した兩石が古記が傳へる處の鎮懐石に相違ないか、此の關係は今や知るよしもないが、何れにするも此の子負原が古く鎮懐石との關係に於いて傳へられ八幡宮の創立も此の鎮懐石との關係に基くものであつたと云ふ事は承認されなければならぬであらう。然らば果して此の子負原は萬葉に云ふ所の子負原であり、風土記に云ふ處の兒饗野、或は子饗原であると見られるであらうか、此の點に關して續風土記の云ふ處は甚だ曖昧である。

萬葉集に子負原は深江を去事廿里許と云ふ今里民の子負原と稱する所は、深江の驛より五町許西に在、道の側海に臨める丘なれば、萬葉集に載たる所是なるべし。是より西に子負原と云べき所なし、唯路程の遠近同じからざる事いぶかし。

即ち道の側海に臨める丘である事に於いて、現在の子負原は萬葉に記載する處の地形と一致する併しながらその路程に於いて、現在の子負原は深江の驛より五町許西に在つて、萬葉に深江の驛家を去る事二十許里とあるとは著しい相違を見なければならぬ。依つて更に深江の西に於いてその地名を求めたのであるが、遂に之を見出す事が出来なかつた爲めに、再び現在の子負原に歸つて、萬葉集に載たる所是なるべしと云ふ推定に到達したものであるらしい。

兎に角現在の子負原が萬葉に云ふ處の子負原であると爲めに、最も大なる支障を來す處のものはその路程にある、必ずしも深江の西に於いてのみ子負原の地名を求める必要はないが、わたのそこ、あきつふかえの、うなかみの、こふのはらにとある言葉に依つて見れば、少くも深江の

海と近く連続した海岸の地點、現在の區劃を以て云ふならば加布里村から福吉村に互る海岸の地方に於いて、先づその地名は求められなければならないであらう、而かもその地域内に於いて問題とせらるべきもの、現在の子負原に限られるとするなれば、支障を來たす處のその路程に對して何等かの解釋を下す事は出来ないものであらうか、茲に問題となつて來るものが即ち深江の驛家である、續風土記が深江の驛より五町許西と云つて居る深江の驛は、現在の深江の町、即ち下深江であつて、是に對して上深江から子負原に至る路程は約二十町である、茲に於いてか萬葉に云ふ深江の驛は上深江であり、二十里は二十町の誤りであらうと云ふ解釋も傳へられて來て居るのであるが、果して二十里は二十町の誤りと解釋されなければならぬであらうか、今の規定に従へば當時の一里は三百歩一里、即ち五町一里である、従つて二十里は一百町であり、現在の三里弱に相當するのであるが、その儘此の二十里は三里弱を意味するものであるとするならば、到底上深江と子負原との間に、以上の關係を成立せしめる事は出來ない、萬葉の歌には、右の事を傳へ言ふは那珂郡伊知郷養鳥の人建部牛麻呂是也と云ふ説明が伴つて居る、即ち憶良は唯傳へ聞く處を歌つたに過ぎないものであつて、従つて地理的關係に於いて以上の如き錯誤を生じたと云ふ解釋も許されない事はないであらうが、その他に亘つて憶良の歌を通讀するならば、憶良は矢張り自ら子負原を通過して馬より下りて之を跪拜した一人であり、牛麻呂に傳へ聞く處のものは之に伴ふ傳説等であつたと解釋する事が寧ろ至當である、然らば矢張り二十里を二十町の誤りとする事以外に解釋の方法を見出す事は出來ないであらうか、茲に想起されるものに、魏志の倭人傳がある、即ち倭人傳の記載する處に従へば、末盧國より伊都國に到る陸行五百里、伊都國

より奴國に到る同じく百里である。此の五百里百里と稱するもの大體に於いて一町一里の計算に従つたものである事に就いては已に定説があると云ふも大過ないであらう。而かもその倭人傳が當時我國に傳へられて來て居る事は書紀との關係に見るも明かであり殊に憶良は遣唐小録として嘗つて渡唐した關係から、一町一里の計算法が古く或は民間に或は一部の地方に存在した事を知らなかつたとは限らないであらう。固よりそれは唐の制度でもなければ又我國に採用された制度でもなかつた。併しながらそれが倭人傳の記載として現れて來る爲めには、其處に何等かの根據がなければならぬ筈であり、もし又憶良が倭人傳を見る事が出來たとするならば深江は末盧國より伊都國に到る陸行五百里の中の一つの地點を占める事も考へられぬ事はなかつたであらう。兎に角それは支那の學問に通じ、支那風の影響を多量に蒙つた憶良の、而かも言葉の興味に支配され勝ちな歌の場合である事が考へられなければならぬ。其處には多少の誇張もあり得るであらうし、又言葉の用法に於いて自らの知識を弄ぶ事あるとするも別に不思議とするには足らないであらう。かくの如き意味に於いても、もし此の場合の二十里を二十町として解釋する事が許されるとするならば、上深江と子負原との關係は確かに一つの問題となつて來る。そして「わたのそ、おきつふかえの、うなかみの、こふのはらにと云ふ歌の言葉に見るも、三里も深江から離れた遠い子負原であるよりは一里とは離れない子負原である事の、より妥當である事を思はしめるものがある。

以上見る處を以てしても、我々は未だ現在の子負原が萬葉の子負原でなければならぬと云ふ結論には到達して居ない併しながら現在の子負原が萬葉の子負原ではあり得ないとする議

論は、多少之に依つて緩和される處なければならぬであらう。何れにするも、何等遺物を持たない傳説の子負原を、地名距離等に徴して、明確に之を決定する事は寧ろ不可能な問題に屬する。幸にして茲には數百年來傳へられて來て居る子負原があり、而かも貞享以來矢張り鎮懐石との關係に於いて建立された八幡宮が存在する。もし此の子負原が萬葉の子負原であり得る事に對して一つの解釋が下されるとするなれば、そしてより以上妥當する子負原の地名を他に求める事が出來ないとするならば、此の貴重な傳説が現在の子負原の名に於いて傳へられる事に何等妨げがないであらう。而かもその地形に於いて正に「おきつふかえのうなかみのこよのはら」と云ふ言葉に相當して居る。

三 現

狀

二丈山麓から西海岸に至る高地であつて海岸に近き丘上に八幡宮本殿二間拜殿一四半あり、丘を下つて社務所鎮懐石の碑、その他がある。丘上は遠く姫島を望み、近く怡土濱を瞰下して、佳景掬すべきものあり。上深江、下深江の地方又共に一眸の中に收められる。碑は一は憶良の歌であつて幕末頃の建立にかゝるもの、一は鎮懐石及び八幡宮の由來を語るものであつて文化十一年の建立文は、茶洲江上源伯であり、書は上村樗である。次にその全文を掲載する。郡誌に據る。

筑之西偏郡曰怡土。怡土之邑驛曰深江。驛之西阜曰萩之原。實子負原。有寶石焉。名曰鎮懐。世神而祭之云。考諸國史。神后足姬氏之征韓也。時姪應神帝而彌月矣。迺祝曰。願振旅凱旋而後分兔焉。乃采兩石而挿諸腰帶。遂如其言。歸而措諸斯原。往還者莫不下馬跪拜焉。萬葉歌詠之曰。奇御靈。奇御靈讀爲玖志美多末。距今百五十六年。其石具在。後失所在。至

天和癸亥，驛民拾得其一。則有鳩辟於其家。於是邑民協謀建小祠而藏焉。誓不肯示人。今閱萬葉所記。其大尺有餘寸。其重十有餘斤。非尋常宮媿之所得挾持也。顧神后之哲威。掩服殊域。其軀幹膂力亦有莫超於衆乎。有域吞卵。姜源履武。自古傳之。而其奇又甚焉。何獨疑於斯石哉。邑之父老恐神蹤之即湮翳。請余記之以勸之。

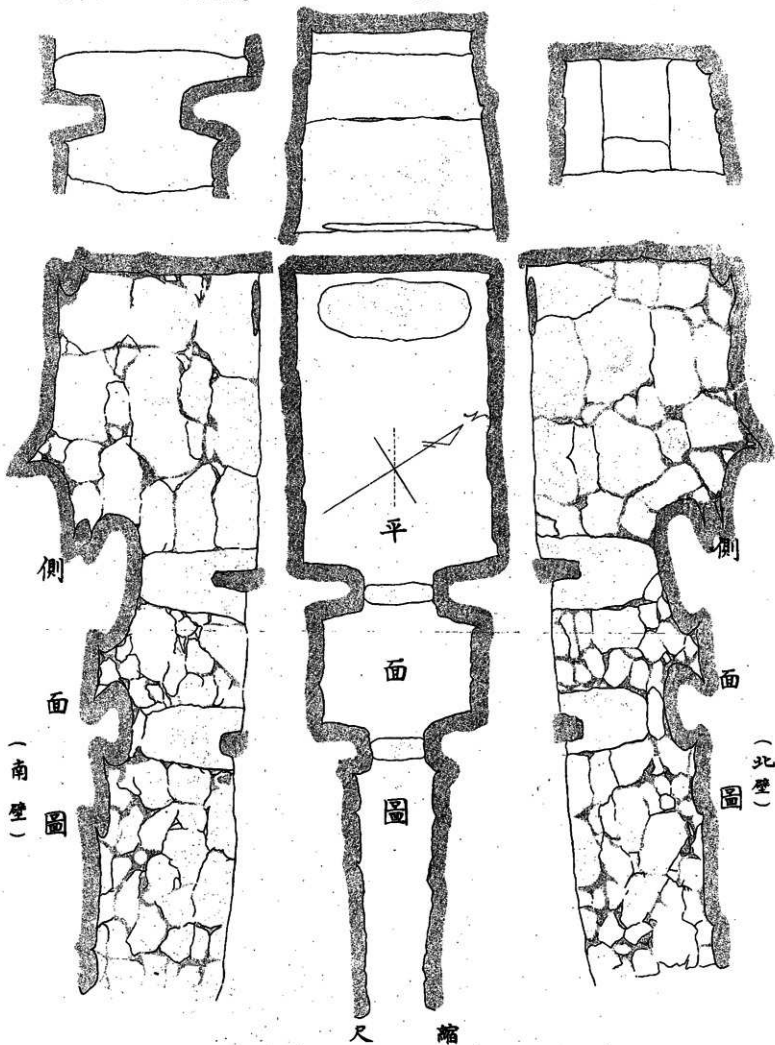
草野町宮崎邸内裝飾古墳

圖墳古内邸崎宮町野草後筑

井天口入之室後

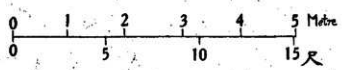
壁 奥

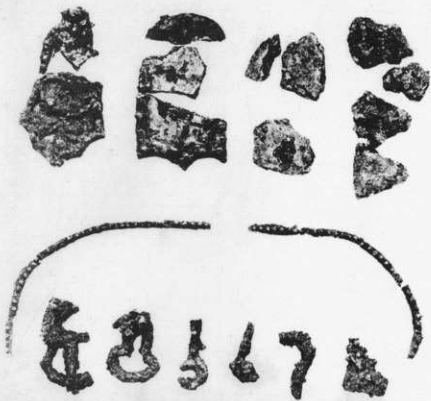
口入之室後



(南壁)

(北壁)

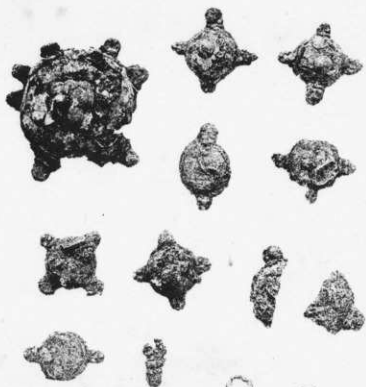




下段 鉸具及引手

中段 轆

上段 杏葉

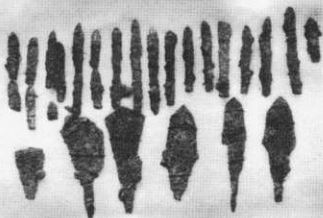


雲珠 十一個

金環 二個



土器



鐵器



刀子 右端
金具 五個
鏡の札板 十二個

草野町宮崎邸内裝飾古墳

調査委員 玉 泉 大 梁

一 位 置

福岡縣三井郡草野町大字草野字前畑五百四番地宮崎準一氏邸内

筑後水繩連山は俚稱屏風山の名の示す如く筑後川の流ほす平野の南を限つて東西に走る。草野町は同山脈のほゞ中央の北麓にある一小都會である。水繩山脈の北脚部傾斜が緩かになる邊には現在多く畑地となつて舊街道をはさんで村落が連つてゐる。この地一帯は古代聚落の發達著しかつた圏内で石器時代古墳時代の遺蹟遺物は多くこの山麓を東西に亘つて分布してゐる。この地方の古代文化を特色付けるものは所謂裝飾古墳である。特に彩色を以て幾何學的な文様を槲壁に畫いたものが多い。草野地方はこの種の古墳の分布の一中心地であり以下述べんとする宮崎邸内古墳はその一つである。(福岡縣史蹟名勝天然記念物調査報告書第一種石室内に物象文様等の描きある石室古墳参照)

二 古墳の構造

現在既に外形に於て大に原形を損じてゐるため封土の形狀を知り難いが、附近の例より察し現在残つた封土より推す時は直徑約十間の圓墳であつたと思はれる。

石槨の構造はこの附近の古墳に多く見らるゝ複室の横穴式石槨である。羨門より奥室までの

長さ凡そ五間半程である。羨道、前室、奥室相互の間に仕切石の設けがある。即ち上は一段低くなつた天井石、下は敷居石、左右は横隔石、各々一枚突出して入口を狭めてゐる。羨門は西より少しく南によつて開口する。この方角は水繩山麓の横穴式石櫛古墳に共通する性質である。奥室で氣付くのは奥壁に接して東西に板石が横はつてゐる事である。蓋しこの石は棺蓋の役目をなすもので遺骸はこの上に直接か成は木棺などに收められて安置されたものであらう。先年發掘された縣下筑紫郡春日村日拜塚の如きも丁度この位置に相當する所に仕切りがあり其處に屍體を置た事は疑のない所であつた。

三、裝飾文様

櫛内壁面に朱を以て文様が畫いてあるのであるが明瞭に形状の見得るものは圓圖のみである。正面の奥壁面には二重の同心圓二個、奥室向つて左壁面に單圓五個、同じく右壁に二重圓及單圓各々三個を見る。前室と後室の横隔石には向つて左外面に二重圓、同じく外面に三重圓があり更にこの石に支へられてゐる天井石に三個の二重圓が見えるが内一個は明瞭を欠く。其他にも朱痕が見えるけれども、凡て奥室の壁面に限られてゐる。奥壁の正面には特に一面に朱が見えるがたゞ塗沫したに止る。人の丈のとく所より上には之を見ない。而して古墳を營み了て文様を畫いたものである装飾としては極めて簡単な種類のもので専門の工人を煩はす迄もない。

四、副葬品

發掘の事情不明であるから副葬品の位置原状を正確に知り得ないがほとんど凡てが前室内より出たといふのは注意すべき事である。小金環は奥室より發見されたといふ。又これ等の遺物

が土砂の中から見出されたものであるため玉の如き小形のものは見逃されて土と共に外に運出されたに相異なる。今残つてゐる物件は左の通りである。

(甲) 裝飾品類

金環 二個

一個は普通に見る銅地金張りのもので特に異つた點を見ないが他の一つは極めて少さく純金製である。その横断面は菱形をなし今その半を失つてゐるが元來これは連つた環でなく切目のある状をなしたものである。

(乙) 武器及武具

(イ) 鐵

鐵 〔平根式二寸八分乃至二寸五分
尖根式一寸二分〕

形式分類をすると尖根式と平根式とに大別され更に平根式は圖の如く三種に分たれる。今形式の判明するもののみでは尖根式二十一本に對し平根式は六本ある。

(ロ) 刀

子 二個 〔殘存部長サ一寸八分
殘存部長サ一寸三分〕

(ハ) 鐙の札 約百五十個

挂甲の小札が多數ある。大小や孔は一定しない。

(ニ) 方形座金

五個 〔一寸二分
一寸二分〕

挂甲殘欠と思はるゝ方形の鐵製座金である。

(ヘ) 馬具類

(イ) 雲珠

十一個 〔大ハ徑四寸五分高二寸二分
小ハ徑二寸七分高一寸三分〕

副葬品中最も異彩を放つものである。その中一個特に大きく兜の鉢形をなし、鐵地金銅張り
の逸品である。頂に六辨の花形座がありその上の擬寶珠は銀製で九脚を有す、他の十個は皆
四脚である。

(イ) 杏葉 二個 小長サ 四寸七分 幅 二寸七分
大長サ 四寸八分 幅 二寸八分

五片となつてゐるが複製して二個となる。一個は銀を張り一は金銅張りである。これは數は
少いけれども雲珠と共に立派な遺物である。

(ロ) 響殘欠 長 二寸一分
幅 一寸六分

引手の斷片が殘つてゐるに過ぎない。

(ハ) 鈿具 長 二寸五分
幅 一寸七分

(ニ) 鞍斷片 十二個 幅 二分五厘
厚 一分

鞍橋の前輪と後輪の上下を縁どる金物と推定されるものである。

(三) 土器類

(イ) 提瓶 一個 高 五寸三分
幅 四寸五分

形に於ては何等特異な點がないが堅緻精巧な作である。注意すべきは二ヶ所にある所謂窯
標である。一つは頸部にあり簡單な記號であるが、他の一つは頸部に接した胴部上邊に存し
極めて複雑な一見何の秩序なく亂書したやうである。

(ロ) 臺付長頸埴 一個

祝都土器として黒褐色の吹出しの釉が著しく上薬をかけたやうに見える。

(イ) 高 坏 一 個

二片となつてゐるが大體接合されて一個分となる。

(ロ) 坏 一 個

殘欠で小さいため果して坏か疑はれぬ事もない。

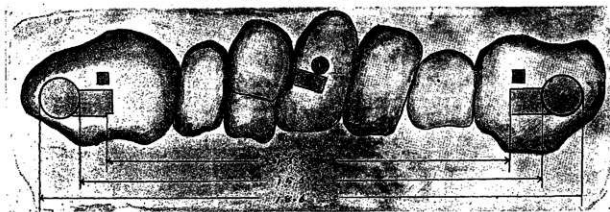
(ハ) 蓋 一 個

埴の蓋のやうであるが之に合ふ身は失はれてゐる。

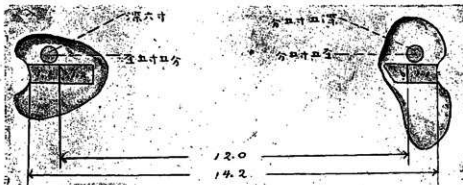
附記 昭和四年十一月二十三日九大法文學部學生鏡山猛君と共に第一回の調査をなし後數回岡君を頼はして調査を遂げ右報告書を作成し遺物全部は目下福岡高等學校玉泉館内に保管して居る。

大野城及四王寺遺蹟

昭和五年十一月十一日發見 實寫圖 $\frac{1}{40}$



太宰府町大字太宰府
水ノ手城門礎石



水城村大字水城
城門礎石

下圖
一一九頁に例圖を載せたと彫割の
寸法に誤差あるを以てこゝに訂正圖
を再録する事とした

12.0
14.2
 $\frac{1}{40}$

大野城及び四王寺遺蹟

調査委員 長 沼 賢 海

大野城址は福岡縣筑紫郡太宰府町の北方にあり、岡町と同郡水城村及び大野村と糟屋郡宇美町との交會に位し、其の北部の大部分は宇美町宇四王寺地内に屬し、其餘の東南の少部分が太宰府町に、西南の少部分が水城村に、西部の少部分が大野村に屬してゐる。

天智天皇の四年八月に、勅して長門の長門城とともに遠率憶禮福留遠率四比羅夫等をして肥前の椽城及び筑前大野城を築かしめられた(日本紀)文武天皇二年五月太宰府に令して、苾肆(椽城)鞠智の二城とともに大野城を修築せしめられた(續日本紀)天長三年十一月三日令して太宰府の上奏を聽し、太宰府に衛卒二百人を置き、同府の雜役に勤仕するとともに、大野城の修理役に當らしめられた(類聚三代格)而して此の二百人の内、四十人を分つて大野城の衛卒に當てられたらしい。此の後五十年にして城邊の人居或は屋舎類毀し、或は人跡斷絶して、守備も廢類したやうである。元來大野城の衛卒四十人の毎月糧米二十四石はそれを城庫に納めて毎月下行すべきものであつたのを、稅庫太宰府の稅庫ならんに納むることになつたため、城邊の百姓自ら逃散したらしい。こゝに於て、城司等の上申に依り貞觀十八年三月十三日令して衛卒の糧米を城庫に納むること

とに復舊せしめられた。類聚三代格

之より先新羅の兇醜なる我が恩義を顧みず、夙く毒心を懐いて常に呪咀をなしてゐるから、佛神の難誣或は我れにその應報あらんことを慮り寶龜五年三月三日朝廷太宰府に令して新羅國に直へて高顯の淨地に高さ六尺の四天王の像各一軀合して四軀を造り奉つて其の災を壞却せしめ、その爲め淨行僧四人各像前に一人宛てをして最勝王經の四天王護國品に依て日に最勝王經を讀み、夜は神呪を誦ましめられ、春秋の二期には、ことに一七日間はいよ／＼精進を増し、法に依て修行せしめ、大祭監以上の役人一人其の事を專當し各僧侶の法服法具布施等は庫物及び正税を用ふることと定められた。類聚三代格これ則ち大野城の四王寺の起原であつて、後世大野山を四王寺山といひ、大野城を四王寺城といふやうになつたのもこゝに起因する。この四王寺は大野山上にありしを以て大野山寺又は大山寺とも云つた。

四王寺は大野山の最高地つたみね鼓峯に建立せられ、類聚六國史恒例の佛事を營んでゐたが、延暦二十一年正月二十日詔して太宰府大野山寺に四天王法を行ふことを停め、四天王像及び堂舍寶物等を便近の寺に移さしめられた。類聚六國史所收日本後紀こゝに於て四天王以下は府に便近なる筑前國分寺に移されたが、堂舍は其のまゝに残されてあつた。然るに像を移動せし以來、惡疫流行甚しき爲め再び四天王像を四王寺に返還して安置すべきことを奏請し大同二年十二月一日これを聽された。しかし依然として僧を請じて修法をせしむることを停めしめられた。類聚六國史所收日本後紀眞言天台の兩宗起りて東台兩密の修法がやうやく盛んとなるや、大野山寺に於てもいつしか四天王法を修すること起りしを、延暦二十年以來これを停められしものであらう。つい

て考ふべき文献を失ひ、その年代を知るべからざるも、延暦二十年以來停止せられし四王寺の住僧はいつしか私に復興せられしものらしく、しかもそれ等の僧侶は、府司に因縁ある者又は郡内の淫蕩者にして、たゞ布施供物を貧るに過ぎない者共であつた。延喜三年菅原道真配所に棄去して以來、種々の怪異世上に傳へられ、其の本官を復せらるゝことあり、新羅の臣某偶々入貢せんとして聽されざりしことあり、天災又屢々あり、賊徒に關する報道すら傳へられた。こゝに於て延長八年八月十五日東寺に令して太宰府四王寺の四僧を選補すべきことを命ぜられた。同時に四僧は眞言天台兩宗の中から、東台兩密の大法を受學し、かねて名望稍々高き等の條件を備へたる者を選ぶべきことを命じ、且つ其の赴任後精進を怠つて、自ら法器を失はんことを怖れ、四僧にして六箇年間の法務を全うせば、國師講師に拔擢することゝして、以て持念の精勤を獎勵し、其の拂災安靜の功に報いんことを令せられた。政事要略かくして、四王寺は密教の道場となりしことは、向寺の遺跡を考ふるについて深く考慮し、おくべきことである。

此の後弘仁二年二月、太宰府四天王寺に於て釋迦像を造らしめられ、日本紀略仁壽三年五月詔して、觀世音彌勒兩寺、香椎厩及び太宰府管内の國分寺とともに、四王院四王寺に於て大般若經を讀ましめられた。日本文徳實錄この後、肥後國阿蘇大神が怒氣を懷藏するにより、疫癘を發し、隣境兵を擾がすべしと神祇官から奏言したので、貞觀八年二月十四日肥後國司に勅して、潔齋至誠を以て、向神に奉幣し、讀經すべきことを命ぜられた。この日、太宰府司に令して、城山四王院、大野四王寺に於て、金剛般若經三千卷、般若心經三萬卷を轉讀せしめられた。かくして阿蘇神の心に謝し、兵疫を消伏せしめられたのである。日本三代實錄かくの如く、四王寺は府の公寺として、其の息災増

益の祈禱をなすことが多くなつた。

平安朝中期以後に至り、大野城及び四天王院に關する文献は多くこれを見ること能はず、太宰府の衰頽とともに大野城も自ら必要なる意義を失ひ、城櫓、城司門櫓等の建物も廢滅せしものであらう。しかも四王寺の勢力は速かに衰へず、或は其の後益々堂塔の出現を見たものゝ如くである。今其の遺跡につき調査し得たる所を報告しようと思ふ。しかも之れに關する文献は上記の如く甚だ多からず、大野城關係の遺跡と四王寺關係の遺跡とを區別し得ざるものが多い。依て大野城及び四王寺の遺蹟の題下に遺蹟の種類に依て分類し、城と寺とに依て區分するとを避け、但しその個々の調査報告については考を附して自らこれを區別することとし、遺蹟の種類を左の如くに定めた。但し調査を重ねるに従つて、この分類法を改むるの必要もあらうかと思ふ。

(一)水徑水門 (二)通路門址 (三)石壁 (四)土壘 (五)礎石 (六)井戸及び其他雜 (七)城の境城

(一)水徑水門の遺蹟

大野山は馬蹄形をなした山の峯つきであつて北方に向つてその口を開いてゐる。殆んど其の中央に宇美町宇四王寺村の人家がある。而して馬蹄形の東の一邊に並行した小峯が略ぼ南より北にわたつてゐる。されば水徑の注意すべきもの四あり。第一は馬蹄形の南の一邊を分水嶺として北に流れおつる水を集めて四王寺村を貫流し、大石垣にて城壁を貫き、殆んど正北方に流れ出る。これを大野山の水徑の代表的のものとす。第二は馬蹄形の東邊の峯と之れと並行して北より南に走る峯との間に、やゝ長き谷がある。此の谷間を南より北に流れて小石垣のところにて城壁を通り、更らに北流して大石垣の北方屏風風岩の前で大石垣を流れ出る。本流に合してゐる。第三、

第四は何れも大野山の馬蹄形の峯の南邊の分水嶺以南にあり、何れも急峻な谷間を流れるのである。谷間の奥行が浅いのであるから、其の水量は前二者に比して遙かに少いのである。第三は太宰府地内にあり、第四は水城村地内にある。第三の溪水は其の下方の太宰府町地内の用水池に注いで居り、第四の溪水も同様、に其の下方水城村地内の用水池に注いでゐるやうである。

之れ等溪水の流れ出る道は、谷あひになつてゐるから、外部から此の山に潜入しようとするには、最もよい通路となる資格を有してゐる。されば大野城の石壁は大方此の谷あひを塞ぐために設けられたものゝ如く、大石垣^二百間石垣^三小石垣^三水手門の石垣^二坂本口の石垣^二がそれである。此の外猶ほ二箇所に石壁が発見せられてゐるが、其の規模は以上四箇所のものに比ぶべきでない（石壁の條で詳かに報告せん）。敵の侵入を防ぐと云ふ設備、即ち城廓の生命ともいふべき防備のため、にせられた土木工事の主力が、こゝに注がれてゐるのは當然であらう。而して此の谷間ひを閉塞する爲めの土木工事は、同時に水徑の處理工事をかねなければならぬのである。つまり之れ等の石壁には樋や水門を設けて石壁の上部の谷間ひから落つる水に依て害を石壁に及ぼさないやうに設備せられなければならないのである。

神籠石所在地が靈時の址であるか、城址であるか、何れとも學者の説今に至つて判然とは定まらない。これを城址とすれば勿論であるが、祭場址即ち靈時の址としても山上の靈地を境すべき環状の列石は頗る重要視せられたものらしく、谷間ひを有する所では、之れを塞ぐ爲めには多大の勢力が費され、同時に水徑の處理に苦辛し、常に巨石を以て水門を設け、樋を通じてゐる。謂はゞ神籠石は谷間ひの石壁工事に於て最も人の注意を引いてゐる。否、其の谷間ひの石壁に設けら

れてゐる水門に於て、人は最も多くの注意を神籠石に拂つてゐるやうであり、神籠石と水門とは離るべからざるものゝ如くに思はれてゐる。神籠石を以て全然朝鮮式山城の址であると爲す論者から見れば、大野城及び肥前の基山城等の如く朝鮮人の監督に依て築かれた古代山城は之を神籠石と同類視せらるゝのである。基山城址は先年其の水門に依て城址調査の端を開かれたと云つてもよい程であつて、大野城に於ても筑前糸島郡雷山、筑後山門郡女山、山口縣熊毛郡石城山や豊前京都郡御所ヶ谷等の神籠石の水門の如く、其の設けあるべきものゝ如く思はれてゐる。少くとも大野山の主要な谷間ひから發する水徑が大石垣を流れ出る所に、水門がなければならぬ。茲に思はれ終に城の廢るゝとともに崩壊し去りしものと、一般に思はれてゐるやうである。以下四つの水徑と之を遮る石壁に設けられたる排水の設備に就いて調査し得たる所を報告し、かねて隨所に參考として愚考を述べよう。

〔一〕 水手門石垣の排水設備 水手門の石垣の正面は幅約八間高さ約二間、厚さ石壁の表面に於て約三間基礎部に於て約五間あり、谷間ひの上部今水田となるから流れ下る溪水は谷間ひを東西に塞ぐ石壁に依て堰ぎ止められてゐる。壁の内面北面は石壁が大部分は崩壊してゐる。寫真(一)參看外面南面は崩れた形跡がない。寫真(二)參看然るに水門又はこれに代るべき設備があらはれてゐない。内面には水門に通ずる樋の址若干あるべきことを豫期して、昭和五年十一月登山した際、竹木を伐採して搜したが終ひにそれらしきものを發見し得なかつた。其の際、刈取つた竹木を燒棄するや偶北風に翻られた煙は、不思議や厚さ四五間もある石壁を潜つて外面へ吹出たのであつたのみならず、此の石壁の西端は、水手門の西の袖に積み上げられた物見臺の如き形状を

した石疊の中をも潜つて、鼻の南面西面に吹き出た、仍つて更らに詳かに石壁石疊の内部を検す



【第一圖】水の手石壁の背面北面

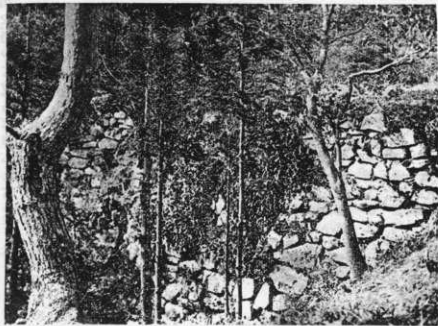
るに、毫も土を混じてゐないことが明白になつた。そして煙が風に吹かれて石壁を通るのであるから、溪水も自ら石壁の基底を流れ通るものと思つた。仍て石壁の外側の根を検するに、地下二尺内外の所に於て、水が石壁の底から流れ出てゐることを發見した。其の溪水は又地下の石と石との間を潜つて石壁を去ること數十間を隔ててやうやく地上にあらはるゝことを認められたのである。

石壁の上の方にある谷間ひの水田は石壁の方へ段々に低くゝなつて居り、石壁の外部は凡そ二つの段をなして順次石壁から低くなつて居り、こゝは石壁の基礎工事と合じやうに若干の厚さ捨石をなし、石壁の底部を潜つて流れ下る水を受けて、これを流し下すに、豪雨の際といへども崩壊の恐れなきやうにしたものと思は

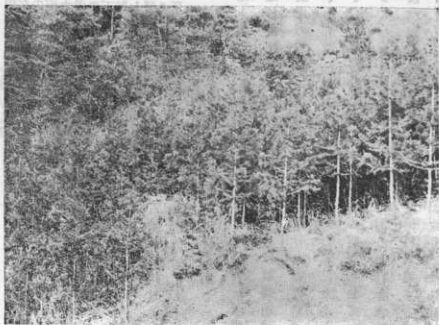
れる。寫眞は石壁の外部の第二段目を撮つたもので、此の段の下に於て溪水が漸く地上にあら

はれるのである。若し此の谷間ひに水がなかつたならば、石壁の外内に於てかくのごとき工夫は必要であつたと思ふ。又石壁に土を混じらないといふ工夫も必要であつたらうと思ふ。同時に之等の工夫は此の石壁に水門のなき理由を明かにするものであると思ふ。今左に此の石壁の断面圖(予)の推定に據るを示さう。

〔二〕 坂本の大石垣と排水設備 坂本の大石垣は百間石垣に次ぐ規模の大きなものである。大石垣から上の方(北方)は谷間が浅く且つ奥行きも深いといふ程でないが、石壁より以下(以南)は殆んど一直線に谷間ひが順さがりになつてゐて、寄手の侵入路として最も便利とする所であるから、谷間を塞ぐ石壁を東西の傾斜面に延ばしてある。殊に東方は殆んど山頂に達してゐる。其の谷間ひを塞ぐ石壁から(上北)は谷間を埋め立てたらしく、其の地面は殆んど石壁の高さと平均してゐるから、石壁の厚さを知ることが困難である。加ふるに後世坂本より大野の山頂に通ずる道路



【圖二第】 水の手石壁外面(南面)



外壁石口手の水よ沿に路道るす通に寺王四りよ町府宰太【圖三第】

大石垣の東部山腹に亘る約百間の石壁の東端の上部は殆んど崩壊して終つてゐるが其の基底部は殿存してゐる。殊に其の外北面の最下部の角石は毫も動いた形跡がない。

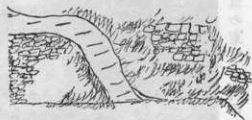
大野城及び四王寺遺蹟

此の石壁の谷間を塞ぐ部分を斜めに切り崩して通ぜられてゐるので、著しく石壁の形が害はれてゐる。こゝに示す予の寫生圖を參考して寫真圖を見よ。それは石壁の外から向つて左(西)にある石垣の一部分である。こゝにも城門及び水門が存在せしものゝ如く想像せられるけれども兩者ともに存在した形跡はない。溪水は水手門の石壁に於けるが如く何處ともなく石壁の基底部を潜り出で、石壁から十六七間も下方に於て、地下二尺餘の所で岩石の門を流れ下るのを見るのである。城門の有無については次の章に述べる。

〔三〕 大石垣と排水設備



現在の本坂道の石壁を通る所



溪流と之れに並行する道路を越えて對岸を固めた石壁は大部分崩れてゐるけれども其の諸所に遺つてゐる部分に依つて大體其の表面を想像することが出来る。

百間石垣の東端の石壁面から對岸の石壁面まで約三十尺ある此三十尺の間百間石垣の東端の石壁面に沿うて溪水流れ對岸の石壁面に沿うて通ぜられてゐる道

路と並行してゐる而して此の溪水が若し水門を通じ排出せられたものとするならば百間石垣は對岸の石壁に連続せしめられなければならぬ、少くとも溪水の上まで延びてゐなければならぬ管であるが石垣は明らかに溪水の西岸に於て終はつてゐたことは前記の通りである之れを水手門及び坂本口の大石垣の排水設備に參照するに、兩石壁面の間約三十尺の空間は城門を以て塞がれ



【圖四第】 坂本大石垣外面(より左)

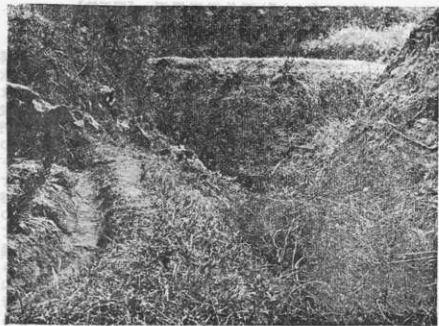


【圖五第】百間石垣外面(外よりつて右)

の西上では市二間半ばかりの石壁の内部に於て水が地下にくゞり石壁の外面の根底下にある大石の下を抜け出して居る。寫眞の參看せられよ又その西の方では水は石垣の直ぐ根元へ潜

溪水は城門の下を潜つて通りぬけるやうに工夫されてあつたらしい。近年此の溪流に大石垣より二三町下架せられたものらしい石橋を見るに、橋石の直ぐ下には水はなく、橋下に伏せられてある石の下を潜つて橋の下に至つて水が湧出するやうに工夫されてある。勿論大水の時には橋下の石の上橋の直ぐ下を流れ落つるのである。太宰管内志に據れば、雷山の西の谷より流れ出る水を流す水門の樋の上に、城門の礎あるが如く傳てへゐる。予はまだそれを實地に就いて檢證してゐないが、もしそれが事實であるとすれば、此の大野城の大石垣の城門と溪水との關係に頗る類似してゐる。猶ほ百間石垣の内部には奥行きの淺い谷間ひが二箇所ある。その東の方大石垣城門

りぬけてゐる。〔四〕小石垣と排水設備 小石垣は二つの谷間の出會する所を塞いだもので、西面する谷間は石壁を以て塞ぎ、北面する主要な谷間ひは、大部分土壁を以て塞ぎ、其の西端の溪水に臨む部分と溪水を越えた對岸の傾斜面とは、石壁を以てこれを塞いで居り、水は其の間を流れて居る。小石垣は他の三つの石壁に比して最も多く破壊されて、排水箇所の構造も殆んど想像し得ないやうになつてゐる。寫眞的を參考せよ。寫眞の向つて右に見ゆる山の裾の如き部分は崩壊せる石壁の終端であるが、土砂を以て覆はれて居り、對岸の石壁の端も崩れて居り、其の間を流るゝ水は、如何なる方法に依て排出されてゐたか、明かにし難い。たゞ此所で他所と異なる點は、壁より上は極めて巾狭く、辛じて人の通り得るぐらゐ、そして底は深く水が流れて居り、兩岸は石垣で積んであるとである。寫眞の中央暗いところに僅かに石



小石垣水路の現狀 【第六圖】

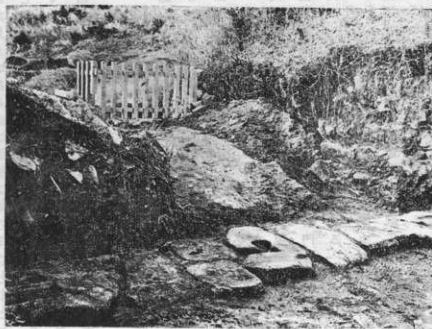
垣が見えてゐる。或は溪流は此の深さと巾とを以て石壁の部分を通つてゐたのではあるまいかと思はれる。樋を通じ水門から流れ出るやうにしてあつたといふことを否定すべき何者も遺つてゐないが、又之れを肯定すべき何者もない。又水手門や坂本の石垣に於ける如く、水が石壁下を潜つて流れ出るやうにしてあつたといふ形跡もない。

(二) 通 路 門 址

現在の大野山の小さな路は四通八達である。そして大體馬蹄形の峯傳たかねつたひに環狀に周つてゐる路がある。この道は城廓の境域を定むるに大いに參考となるべきもので、城廓の守衛道路址と認むべきものが多いから、之れについては最後の節の條に於て詳らかに報告することとし、こゝには城外より城内に通ずる路と、そこに遺つてゐる城門址とについて報告する。

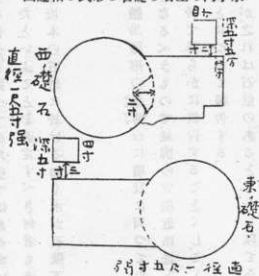
續風土記拾遺等に大門址六所或は七所をあげてゐるが、之れは石壁のあるところを以て全部門址となしたのではあるまいか。現在門址として略ぼ明らかかなものは、多く南方に向つて通ずる道路にあり、**[一]**水手門址、**[二]**坂本口門址、**[三]**水城口門址の三つあり、北方に向つては大石垣の門址がたゞ一つあるばかりのやうである。

[一] 水手口道及び門址 水の手といふ名は續風土記拾遺により傳へられてゐる。今此の道を南下すれば聖福寺のあつた横嶽に出で、西せば觀世音寺に至る。此の道を山の麓に近い所で東すれば太宰府町小學校の裏手に至り、今これを本道とすれど、之れは近年四王寺村の兒童の通學道路となつた以後のことである。此の道を山の中腹がら水瓶山の上に出で、更らに其の東方の峯傳ひに原八坊址に至る。更らに下つて岩踏川を渡り太宰府天満宮のもとの正面道路なりと思考せ



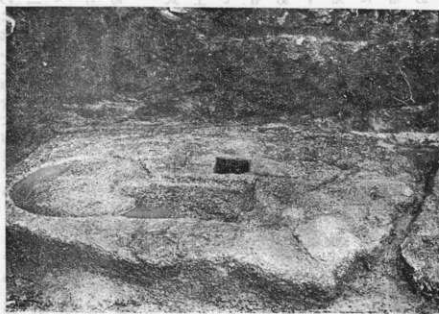
石礎の門手の水【圖七第】

圖達相の式形の石礎の右左の門手水



らるゝ太宰府町字連歌屋通りに至るこれが此の道の本道として最も古いものではあるまいか水
 瓶山は早魃の際雨乞ひをする時に用ふる瓶が藏されてゐる山である。そして其の谷間には水
 を堰ぎ蓄へたと思はるゝところあり、之れ
 に通ずる道である所から、水の手の名稱が
 起つたものであらうか。此の道路が前述し
 た石垣を通る所に門址が遺つてゐる。續風
 土記拾遺には礎二石遺れりとあるも、其の
 形状等については他の門礎の記事の如く

詳らかにしてゐない門の蹴かへしの木材の敷石が、三枚ばかりはもとから路面に見えてゐたの
 ある。それを昭和五年十一月に縣が此の附近の史蹟を測量する際、此の敷石の左右に門礎が埋
 つてゐるならんと推定して、發掘して見ると、果
 して更らに多くの敷石ならびに礎石が二つ現
 はれ、殆んど東西に相對して居り、門は南面して
 ゐたと思はれる。寫真(田)及び其の實測平面圖を
 參看せられよ、中央の敷石に他の門礎が一つ流
 用せられてゐるが、之れは坂本口の門址の條で
 報告する。此の礎石の實測圖が小さいため、左右
 の門礎の異同を詳らかにし得ないから、更らに
 其の表面に整られたくばみのみを右に示した。
 大體に於て二者は同じ手法に成り、形式も全く
 同じものであり、年代の相違、石質の差異等は認
 められないが、兩者最初から對に作られたもの
 ではないらしい。前掲參考圖について兩者の差
 違を詳らかにせば、自ら明らかであらう、恐らく
 他にありし此の種の門礎の中から取りあつめ
 て對となしたものであらう、兩者の甚しい差違



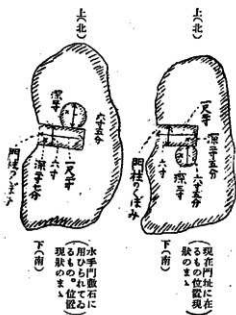
【圖八第】水の門の礎石の外から向て左の端のにもる(の)

は西の方の立方の木に乗るべきくぼみが、東のものに比して非常に複雑であることである。柱は乗るくぼみの中へ、立方の木に乗るべきくぼみが二寸も喰ひ込んでゐるのは、立方の木が門柱に二寸もはめ込むやうに工夫されてゐた證據とすべきか、而して東のものには全くそれが無いのである。又其のくぼみの内側の角が二寸に三寸だけが石の一般の表面と同じ高さにしてある。寫真の參看のも違つて居り、土櫃（かま）を受_けける臺木をはめる四角の穴の深さも位置も多少違つて居り、柱の直径も少し違つてゐる。

之れを坂本口、水城口の門礎に比べれば、手法形式ともに餘程相違して居り、年代も少し新しいやうに思はれる。敷石の左右の石垣の内部は石に土を混じてゐるのも、築城當時の石壁であると思はるゝものに、内部に土を混じてないのと違つてゐる。加ふるに敷石の中央の物に流用せられてゐる門礎は坂本口、水城口の門礎と同じ手法を有してゐるのである。かくして、水手口の門は、他の二つの城門に比して、稍遅れて築かれたものであることは疑ひを容れない。又此の通路も原山の諸坊の桟ゆるに及んで、四王寺と同寺とを連絡する爲めの通路として重要性を帯びるに至つたものであらう。此の門礎を覆ひし土層の断面を見るに、門礎の表面にいたる高さ約一尺五寸の土層は、恰かも沖積層の地層を見るが如く、地平線に並行に土が重り、ところ／＼に木炭の破片を混じて居る寫真の參看せよ。人工に依て埋めた層とは思はれない。雨水に依て上方から押流されてきた土や炭が自然に堆積したものゝ如くである。其の上に厚さ八寸ばかり、古瓦の破片を最も多く混じてゐる土石の層があり、其上が地面であつて、土石を混じた層が不平均な厚さを以て古瓦の層を覆つてゐる。之に依て礎石や敷石が覆はれたのは、相當に古い時代のことと思はれる。

續風土記に礎石二ある事を傳ふるも他の礎石の記事の如く、詳かに其の形狀等を叙してゐないから傳へを其のまゝ記述したもので著者が實見したものであるまい。礎石の附近には二三種類の古瓦の破片が散在してゐる。

〔二〕 坂本口の門址 現在の坂本に通ずる道は坂本口の大石垣が谷間ひを塞ぐ所を崩して通じてあるとは前記の通りである。こゝには水門のあつた形跡もなく、又こゝに城門のあつた形跡もなく、勿論門礎や古瓦はないやうである。之れと別に此の谷あひの西の峯傳ひに坂本に通ずる道があつて、これが古の坂本道で、府に通ずる要道であつたと思はれる。此の道を山頂から二三丁降つたところに門礎が一つ存在し、其の附近に水城口門水手門の址附近から發見せらるゝやうな二三種の古瓦が散在してゐる惜しいかな此門礎は一つを失つてゐる其の一つも位置が多少



坂本口の門礎石

動いてゐるが、其の向きは殆んど正南に對してゐたと思はれる所が之れと水手門の蹴返しの敷石に流用してある門礎が全く形式手法が一致するのであつて、年代も同時代のものと鑑定せられる。果して然らば現場にある門礎は門外から門に向つて右のものであることは現在の地形之より更らに右は土地が傾斜してゐて門柱を樹つべき餘地がない(に)よく一致する。但し其の門礎の外側の端を基點として其の内側の

端が半圓形だけ内側西の方へ廻轉したらしい。そして水手門の敷石になつてゐるものが之れに對峙する東の門礎であつたと思はれる。樞尻の穴は中央が最も深くして五寸あり、周圍に至るに従つて淺く、其の差一寸餘あり、磨滅してゐるやうに思はれるから、若干の年月は門扉が開閉せられたものと思考する。寫真(四)及び(五)を參看せられよ。



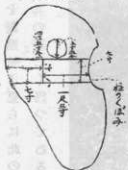
石礎の門口本坂【圖九第】

〔三〕 水城口門址 水城口道は水城に通ずる道で城の防備上、最も重要な通路であつたと思ふ。水手坂本兩門址とも馬蹄形の峯の頂からは何れも二三町下つたところにある。之れはそれ／＼の谷間ひを塞ぐ石壁との關係上かくせられたものと思はれる。水城口の城門は之れと異り、殆んど馬蹄形の峯の頂き、即ち城廓に接して門礎がある。之れに據てこの城門は略ぼ西南に面してゐたと思はれる。

寫真(四)參看、全廓の西南の隅に位し、大城山に入る門戸をなすと云つてもよい。門の附近に古井戸あり、建築物の礎石も多く遺つてゐる。

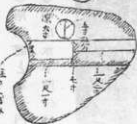
點も他の門址と異るところである。大正十一年十二月始めて此の城址を踏査せる際は、赤瓦が兩門礎を埋める程散在してゐたが、現在では其の種の瓦の外一二種の瓦の破片が、稀れに發見せらるゝこと、他の門址に同じ兩門礎の立方の穴の内側の端から端までが十一尺九寸、兩門礎相對して動いた形跡がないやうである。併し姿勢はくづれてゐる。此の門礎及び坂本口門礎の手法は同一で、年代も同じと思はれるが、形式が少し違つてゐる。則ち水城口の分の樞尻の圓い穴と長方形の立方の

石礎の門口城水
(北東)上



東の礎石

西の礎石



(南西)下



(す對相右左) 石礎の門口城水 【圖十第】

木の乘るくぼみとは坂本口のものと同じであるが、立方の木のくぼみにつゞいて深さは異なる

が蹴返しの木材を敷くくぼみがあつて、横に石を鑿りきつてゐる點が異なる。寫真(尙)と寫真(外)及び(内)とを對照せよ、更らに此の兩門礎と水手門の門礎とは種々の點に於て形式手法を異にしてゐるが、其の著しく異つてゐるのは、水手門礎は門柱、立方、蹴返しの木等を一つの礎石に受けるとに



(左てつ向りよ外)石礎の門口城水【圖一十第】

なつてゐるが、他の兩門の礎石は、肝腎な門柱は礎石の傍らに建てるやうにしてあることである、而して兩門址には門柱を受ける礎は一つも見當らない、もし初めから門柱礎がなかつたとすれば、門柱は此礎石の傍ら、其の圓形にきりくぼましてある所に掘立てとなされたものと見なければならぬ。

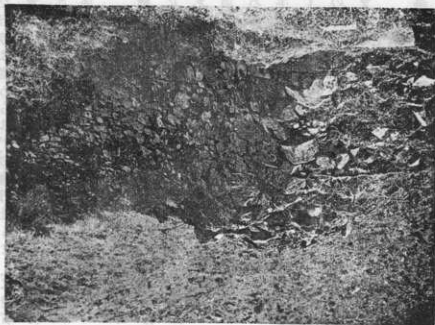
〔四〕 宇美口通路と大石垣

門址 大野城址の中央なる大野村の人家から、宇美町の中央部落、宇美神社のある邊りに通ずる道は、大石垣に出るものと、村の人家の背後の丘陵を越えて、小石垣に出るものと二つある。この二つの道は、大石垣の下方北一町ぐらゐの屏風岩の前(南)で出會つてゐる、勿論本道は大石垣を出る

ものであつたと思はれる。小石垣から人家までの道は古道であらうと思はれるが、小石垣から屏風岩までは田の畔を通つてゐる農家の作道であつて、古道とは認め難い。小石垣には門址のあつた形勢は認められず、勿論門址もなく、又礎石も瓦も発見されなかつた。大石垣が此の通路及び溪水を中にして、兩側で終つてゐたことの證明については、水徑水門の條で述べた通りである。そして門の下を水が潜つて流れるやうに設備されたであらうといふ想考も參考として既に述べた通りである。

大石垣の門址については、水手、坂本、水城等の諸門址に於て拾得したやうな古瓦の破片を得た。猶ほ雜草竹木を伐採して石壁の基礎の部分を検するに及んで、百間石垣の通路に面する根の所に、直径一尺二三寸高さ二尺ばかりの礎石かと思はれるものがある。門柱の支柱などの礎石ではあるまいかと思はれる。其の前友北に就かへしの敷石かと思はれるものが二つある。何れも大半埋つてゐたが、掘出して見ると表面は人工で平げたらしく、裏下面は自然。まゝで厚さ二尺ぐらゐあらうかと思はれる。兩方とも表面の最長部四尺二寸巾は一は二尺七寸、他は一尺五寸あり、水手門の敷石に酷似してゐる。寫真(尙)參看寫真の左下角に白く見える表面の平たい石が敷石で直ぐ其の上に表面一寸白く、側面の黒く見える石が何かの礎石ではあるまいかと思はれる。大野村の人の話には近年まで穴のほげた鑿つた石が門址にあつた云々、附近溪流の兩岸や水中を下流まで捜したが見當らなかつた。

宇美口道を除いては門址又は其の形跡のある道にして谷間ひを通つてゐるものはない。大概峯の高い所を傳はつて上下するやうになつてゐる。通路がかく谷間ひの通行し易い所をさけて

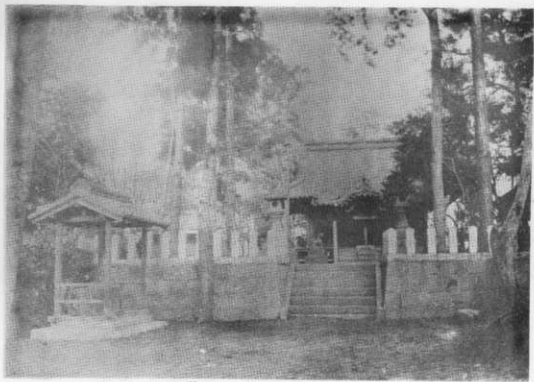


【圖二十第】 百石垣の東端通路に面する所

ゐるのは、一は谷を塞ぐ壁を通ることをさ
けたのであらう、又濬かに城内に上下する
ことのできないやうにして警衛に便にし
たものであらうと思はれる、又こゝに注意
すべきことは、太宰府の方即ち城の南の方
に通ずる道には、門址を明かにし得べき礎
石等を遺してゐるが、西、東又は北に向つて
は殆んどそれがない、この事實は大野城又
は四王寺と府又は水城、觀世音寺、國分寺等
と連絡する古道のみが明瞭に遺つてゐる
といふことである、これは大野城と之れ等
城、官衙寺院との連絡が最も重要視せら
れたが爲めではあるまいか。

本調査は、福岡縣、鷹託島田氏との供同調査
によるもの多く、寫眞は全部同氏の撮影に
かゝるものである。

道
君
首
名
墓



社 神 鎧 印



墓 の 名 首 君 遵 守 後 筑

道君首名墓

調査委員 武藤直治

一 位置及稱呼

三瀨郡大善寺村字夜明なる印鑰神社境内に、一墳丘あり古來里人呼んで乙名塚と稱す。是れ蓋し首名塚の轉訛なるべく、筑後守道君首名の墓なるべし。

二 現狀

此古墳墓は、印鑰神社境内南西隅に在りて、約四米四方高さ一米の小墳丘にして、老椎一株あり、本支五幹丘上に分生し、胸廻二九〇米あり、墳丘の正面及兩側面の一部は石垣を施せるも、他の部分は崩壊し去りたるものゝ如し、老椎は明治九年、石の玉垣を廻らせり、古來陰曆十一月二十三日本祭を行ひ、同四月二日春祭を行ふ、祭日には神官神樂を奏して之を祭る、村民皆潔齋して參拜すること、今猶古の如し、神社境内特に墓域及築地に於て彌生式土器の破片散在せり、蓋し、元相當の古墳ありし如く、神社造營の爲め原形を失ひしものなるべし。

因に印鑰神社は村社にして、大國主命外三神を祭る、神殿及拜殿ありて南面す、又廻廊ありて西面す、境内の面積六百拾坪にして、東側及北側に濠を廻らす、其幅約三米乃至五米なり、元西側にも濠ありしが今は埋められて、其一部は竹林となり、一部は畑地となれり、神殿の背後には築地を存

す、其底部に於ては幅約九米あり、頂部も幅三米を下らず、元、西側にも築地ありきといふ、陰曆九月二十五日大祭、正月十日小祭、七月十日夏祭を行ふ。

三 文 獻

續日本紀元明天皇和銅六年八月の條に「丁巳、中畧從五位下道君首名爲筑後守」とあり、又元正天皇養老二年春正月庚子の條に「留中畧授從五位上道君首名正五位下、下畧又同年夏四月の條に「乙亥、筑後守正五位下道君首名卒、首名少治律令、曉習吏職、和銅末、出爲筑後守兼治肥後國勸人生業、爲制、條、教耕營、頃故樹菓菜、下及雜賦、皆有章程、曲盡事宜、既而時案行、如有不遵教者、隨加勸當、始者老少竊怨罵之、及收其實、莫不悅服、一兩年間、國中化之、又興築陂池、以廣溉灌、肥後味生池、及筑後往來陂池、皆是也、由是人蒙其利于今、溫給、仲首名之力焉、故言吏事者、咸以爲稱首及卒百姓祠之」とあり、又三代實錄に云く「清和天皇貞觀七年十一月二日巳卯詔贈五位下道公首名從四位下首名是良吏也、今追賞焉」と

船曳鏡門道君首名事蹟考に云く「天化以後五畿七道ノ諸國司ハ賢良ノハ人多カリシ中ニ筑後守正五位下道君首名ヲ以テ其最トス首名才學アリテ吏務ニ達ス曾テ勅ヲ奉シテ僧尼令ヲ大安寺ニ講ス後遣新羅使トシテ美名ヲ韓地ニ施サル和銅中本國司ニ任シテ肥後國ヲ攝シ養老二年四月丙辰卒（養老二年四月には西暦の日なし故に黒板博士は續日本紀の文を校訂して乙亥と改められたり）續日本紀中畧及卒百姓祠之ト見ユ、然レドモ、現今其祠字ト云ベキモノ絶クナシ、實ニ缺典ト云フベシ、竹野郡門上村孤墳アリ、一小石碑ニ衣冠ノ像ヲ彫リ上ニ道ノ字髣髴ニ見ユ、因テ好事家コレヲ道君ノ遺跡ト云ヘドモ、養老ノ遺物トハ更ニ思ハレズ、又山門郡内ニモ其古蹟アリト、柳河人ハ言ヘドモ、未ダ確徵ヲ得ズ、予久留米藩ノ時、地誌編輯ニ

從事シ、巡行シテ夜明村ニ至ル。本村ノ神官高木相模ハ郡内ノ古老ナリ。因テ其家ヲ訪ヒ、談道君ノ事ニ及ブ。相模曰ク、本村ニ乙名殿家ト喚フモノアリ。或ハ其跡ニハアラジカト。因リテ相共ニ其地ニ至リ、視ルニ、一老樹ヲ標トシテ古墳ナルコト灼然タリ。之ニ因リ、維新ニ際シ、藩政府ヨリ假ニ祀典ヲ舉行アリキ。然ルニ縣治ト改マリテ其祀典モ廢セリ。熟々考フルニ、従前全部ノ地ハ卑濕ニシテ「ミヌマ」ト云ヒ水沼ト書キ、村落ト云フベキハ、纔ニ長峰山脈ノ一線ノミナリ。是ニ因テ開國ノ君國乳別皇子水沼別トシテ下向マシマシ都邑ヲ開カセ給ヒシハ、高三瀨ノ地ナリ。本村ハ、彼長峰ノ山脈、上妻ヨリ聯絡シテ大河ニ接シ、地形高隆ナルヲ以テ、高三瀨ノ稱アリ。國造家、此土ニヨリテ下土ヲ鎮撫セラレケルコト數十世ナリシヲ、大化ニ至リ、大勢一變シテ、郡縣ノ新制ト改マリキ。和銅年間、道君赴任ノ後、全郡至ル處池沼ヲ興シ、矢部、星野、兩河ノ末流ヲ引テ灌漑ニ供シ、大ニ勸農ノ道ヲ開カル。於是卑濕ノ地、漸次變シテ長ク旱澇ノ憂ナキ良田美地トハ成リケルナリ。是全ク道君ノ遺澤ナルコト正史ト實地ニ就キテ、明瞭ト云フベシ。然レバ、全郡ノ人民、一日モ報本ノ大義ヲ忘ルベカラズ、斷然縁故ノ地ニ就キ、新ニ祠宇ヲ建設シ、祀典ヲ舉行シテ、聖代ノ美事ヲ永遠ニ貽サムコト實ニ郡民ノ義務トハ云ヒツベケレ。 丙戌秋日 揖山人撰と又舊久留米藩より祭祀寄進せられたることは左の文書に依りて明なり。

三瀨郡夜明村

高木相模

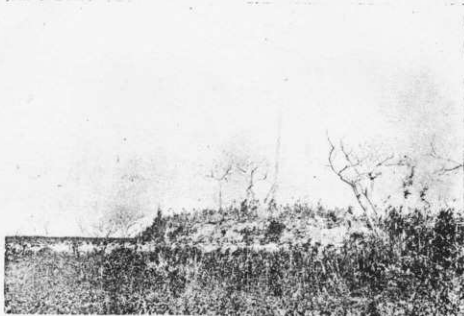
境内筑後守道君首名跡、向後被舉祭典依之爲祭奠料金貳千疋、每歲被下置候事

三月九日

又明治三年以降三瀨郡七筋より御供各二俵宛拾四俵を寄附したることは、故老の知れる所なり、明治四十四年七月二十五日付森山瑞枝が寺原知事宛道君首名の遺跡に關する上申書に添附したる印鑰神社社掌隈盤雄の筆に成れる明治十九年十一月付左の記事あり、未だ眞偽を確むる能はずと雖、錄して參考とす。

(前畧)古老ノ言ニ云フ、宮本村玉垂神社傘橋ノ柱礎ハ本村首名ノ墓標ナリ、疇昔寶曆年間、右玉垂神社神幸橋ノ破壊ニ因リ、久留米藩府ヨリ、改メ架セラル、ニ當テ、柱礎トナスベキ大石、近傍ニ得ズ、然ルニ首名塚ノ碑石ヲ以テ告グルモノアリ之ニ因テ、藩吏藤吉村津留崎宗五郎、安武村野口善七、役夫ニ命ジ、本村首名塚ノ碑石ヲ以テ礎トナス、今尙水中ニ存在シ、縦横凡ソ一間也、土人ハ藩吏ノ命ニ因リ、防グ能ハズ、碑蹟ニハ一樹ヲ植テ古墳ナル事ヲ標セリ、是今標スル所ノ老樹ナリト、此言近傍一般ノ古老相傳フル所ニシテ、文書ノ徵ヲ得スト雖、決シテ無根ノ妄説ナラザルヲ信ズ云々、

壹
岐
村
城
ノ
原
廢
寺
址

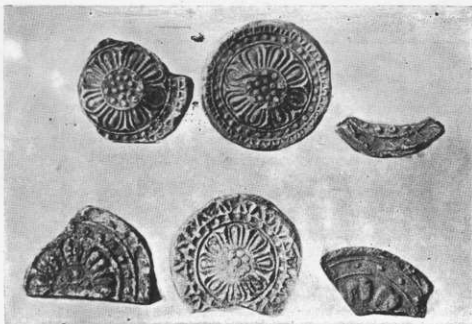


(△限リ四方) 景 全 蹟 遺



石 礎

圖 三 第

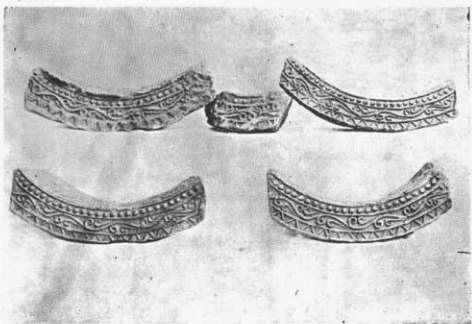


(上段右より)
 第二種 第二種 第二種

(下段右より)
 第四種 第三種 第一種

種 四 瓦 巴

圖 四 第



(上段右より)
 第二種 第三種 第一種

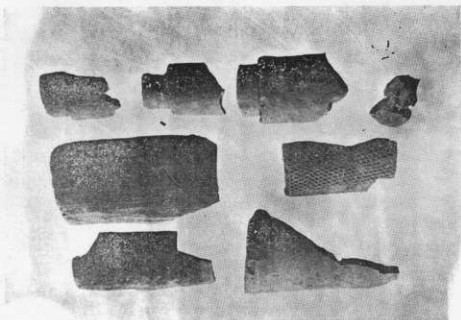
(下段)
 第二種

種 三 瓦 草 唐

第五圖

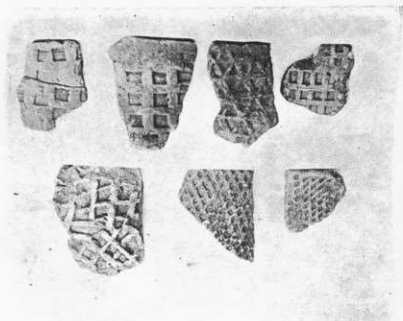
(上段右より)
一個唐草瓦
三個堆瓦

(中段及下段)
四個堆瓦



瓦 雌 及 瓦 雄

第六圖



瓦 雌 七 個



大日如來座像

壹岐村城ノ原廢寺址

調査委員 玉 泉 大 梁

一 位 置

筑前早良郡の西北の一角を占める壹岐村に、大字十六町字城ノ原と稱する一部落がある。早良系島兩郡を限る連山の一支脈が城ノ原村迄延びてゐる。城ノ原の南に接する舌狀の台地がその一支脈の末端である。今は畑地となつてゐる。此數町歩の台地を俚稱鐘撞堂といふ。此處に縁りある名と、たゞ残る僅かな礎石に廢寺のあはれな姿を留めてゐるのみである。

寺址に立ちて望めば室見川のうるほす早良の沃野が開け遠く太宰府あたり迄指させる。寺としてさして廣い地域でもないが位置は絶好といへやう。

二 遺 蹟 の 現 狀

鐘撞堂は今は堂一つない畑地であるがたゞ一ヶ所叢のまゝに残された所がある。其處は西側より四尺程東側より二尺程高い。元來附近も此處と同じ高さであつたのだが地均しや土採りのために周圍が低められたといふ。この小叢丘の一小部を發掘して遺瓦が得られた。尙この叢丘の東の縁に沿つて南北に三個の礎石が並んでゐる。其に破損せられ特に南のものはほとんど跡を止めないが北の礎石は比較的完全に残つてゐる。粗質の花崗岩に僅かの人工を加へたらしく表

面を平かにし其他はほとんど自然のままらしく見える。太さ一尺五寸立方位で相互の距離は十尺餘りある。これより東にあつて更に一個の礎石が残つてゐる。やはり花崗岩らしいがこれには割り込みがあつて大きい。三尺立方位の石で表面の他はやはり加工の跡がない。孔は少しく扁圓をなし長徑一尺七寸短徑一尺六寸深さ平均四寸ある。恐らく塔の心礎であらう以前は附近に多數の礎石があつたそうであるが次第に墓石や石垣にするため取去られ今残つてゐるものは上述の四個に過ぎない。これによつて伽藍配置を復原するには餘りに材料に乏しい。

三 遺 瓦

現在迄福岡高等學校所藏に歸してゐる城原磨寺址より發見された遺瓦に就いて簡單な説明を加へる。初づ巴瓦、唐草瓦、雄瓦、雌瓦に分つて見る。

(甲) 巴 瓦

巴瓦の名稱はこの場合穩當でないかも知れぬが通稱に従つて置く。それは凡そ蓮華文を有する丸瓦當である。中房蓮華瓣周緣等によつて之を分てば次の四種となる。

番 號	中 房	蓮 瓣	周 邊	直 徑	個 數
第一種	蓮子九 夥	複瓣八瓣	珠文帶 <small>(蓮珠廿四)</small> 鏡齒文帶	五寸六分	三個
第二種	蓮子十六 夥	單瓣八瓣	珠文帶 <small>(蓮珠廿二)</small> 波文帶	四寸八分	三個
第三種	蓮子九 夥	單瓣八瓣	波文帶 <small>(蓮珠廿四)</small> 波文帶	四寸三分	二個
第四種		複瓣八瓣	珠文帶 <small>(蓮珠十六)</small>	五寸三分	三個

全般を通観すると八瓣の蓮華文が共通の要素となつてゐる。蓮華文は奈良時代を中心として盛に用ひられた瓦當文様である。これ等の文様も亦著しく當時の文様より脱化してゐない。たゞ第四種は蓮瓣間に楔状文を欠ぎ瓣の形も形式化して周縁も簡略されてゐる點より奈良時代よりも降つたものであらう。

(乙) 唐草瓦

前例に據つて分類すると次の三種に分たれる。

	上 帯	中心帯	下 帯	太	サ	個 數
第一種	珠文帯 <small>(蓮華二十八)</small>	連草文	鋸齒文	長サ九寸六分	幅一寸九分	三 個
第二種	珠文帯 <small>(蓮華二十八)</small>	右ニ同	波 文	長サ八寸五分	幅一寸六分	二十五個
第三種	珠文帯	唐草文	波 文	幅一寸八分		一 個

文様は凡そほとんど期を一にし瓦面的一端より他端に走る唐草文を以て中核とする。これも前記巴瓦に於ける蓮華文と共に奈良時代に廣く用ひられた文様である。たゞ第三種は唐草の蔓の巻き方が變態である。

第一種の唐草は大形であつて流勁の點に欠ぐる所があるが莊重な趣きある優品である。

第二種の波文帯には一種の標號の如きものがあつて左より第四の波の左右に各々一個の直線が突起してゐる。

唐草瓦製作に際して、初づ瓦當面を作り之を普通の雌瓦に取付けて完形をなした事を示す瓦

が一個ある事を注意して置く。

四 寺名に就いて

久しい以前から荒廢に委せられたために寺の名さへわからぬ手懸りとなるものは遺瓦ではこの寺院の存在の年代が推察される、勿論断定するのは早計であるが上述の古瓦の示す所のみよりすれば奈良時代期後を中心として以降細々乍ら生命を保つて來たものであらう、併し著しく新しい遺物のない所よりすれば今寺に關して何の言傳へも残つてゐない事も無理もない、或る土地の人から鐘撞堂の字名に就いて、城ノ原を怡土城と結び付けその出城が此處にあり城の鐘を撞いた址であると聞いた、これとても何等根據ある話してなく鐘撞の名はやはり寺院關係のものとした方が穩當である。

廢寺に關する文献の捜査に努めたが僅に次の一記録を得たのみである、即ち筑前國續風土記拾遺早良郡十六町村の條に新宮大明神社を擧げ次の如き説明がある。

新宮大明神社

與納に有十六町石丸下山門等の産神也所祭伊弉册尊事解男命速玉男命也社傳に此社は貞觀元年巳卯年より村南五町大堂山に鎮座なり大治五庚戌年今の地に遷座なし奉り夫より多くの年所を経て萬治元年に再建す、今社はなり(中略)社内に、

大日堂 放光山神宮の本尊といふ村にあり、寛永年中、高麗山に移す座像四尺、午後光台座、六尺許有。 藥師堂 放光山神宮の本尊といふ村にあり、寛永年中、高麗山に移す座像四尺、午後光台座、六尺許有。 文珠堂 寶教寺と云、古寺跡なり、等有。

これによれば智光山神宮等の本尊として大日如來が鐘撞堂の地に在つたと思はれる、此大日如來は今尚新宮大明神即ち村社熊野神社内の小堂宇におさめられてゐる、現存の大日堂の梁札

に次の如きものがある。

千時享和三年癸亥正月廿日 下山門 三ヶ村惣檀家中
石丸
奉再建大日堂一字筑前國早良郡山門庄十六町村智光山神宮寺
大工 西新町 野上勘次
寺主 大法師
兼務人 安祥坊善勝
生嶋源七
横方助七
高城久次
若者 中次
天下和原國家安全五穀豊饒十方権信願同満之所 發起 十六町村比屋 藤六
土籠崎久六

享和三年の再建であるから或は頼風土記拾遺の寛永年中移した際の堂宇を建直したかも知れぬ併し尙鐘撞堂即智光山神宮寺址と断定するには研究の餘地がある。

尙大日堂の南側に薬師堂があり薬師如来其他の古像があるから寫眞に掲げて置く。

附記 昭和二年多九大法文學部學生鏡山猛君の調査を始め從來小生と共に又は同君單獨に二十數回の調査をなして右報告書を作成した。

懷良親王に関する星野村傳説地

最上部の松林は本丸跡



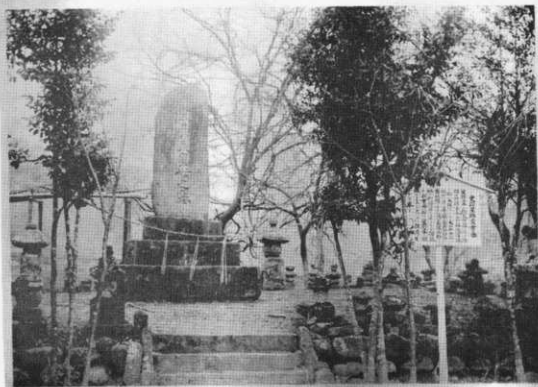
妙見城跡



麻生池神社



興國古碑



星野家古墓

懷良親王に關する星野村傳説地

調査委員 武藤直治

征西將軍宮懷良親王の筑後に於ける御晩年の御在所竝に御終焉の地は、學界今日迄の調査は矢部説を是認せるも其地點に就きては、今尙疑問に屬す、親王に事へて終始忠節を抽んでたる五條氏の根據地矢部及大淵に御在所ありしならんとは何人も首肯し易きことなれども之を確定すべき史料なきを遺憾とす、木屋猶尾城、大淵築尾城は當時の形勢上必しも安全地帯なりといふを得ず、矢部高屋城は最險峻なる山城にして嘗て登攀を試みしが親王平生の御在所たるべき所にあらず、嘗て第十八師團軍醫部長たりし飯島茂氏は、懷良親王の御事蹟に關する二三の考と題して筑紫史談に其所見を發表せられ、虎伏木に就て詳述し、御在所として研究の餘地あるべきを暗示せられたり、昭和三年岡茂政氏及石野中佐と共に往いて、同地の地形を觀察し、江田家の遺物を一覽し、且つ其傳説を聴取せしが、一參考地として看過する能はざるも之に關する文献なきは遺憾といふべきなり、矢部、大淵、木屋地方には五條文書、木屋文書等あれども、星野地方には史料殆んど缺如せるを以て、星野氏の事蹟の如きは、星野家譜の外、其詳細を知るを得ず、隨て、懷良親王の御在所に就ても、數回の踏査を試みしが、傳説の外殆んど實證を得ず、今暫く、現地の調査と見聞す

る所を録して、他日の考證に待たんとす。

筑後國八女郡星野村は、古の生葉郡の管内にして、懷良親王に關する傳説地多し、生葉の領主、星野氏は、黒木氏の同族にして、嘉祿二年より天正十四年頃迄約三百六十年間、粟世星野に治し、南北動亂の頃は、菊池氏、五條氏等と共に、終始一貫、南朝の爲めに、忠節を致せり、其居城の地附近は、星野氏と關聯して、懷良親王に關する傳説甚多きは、良に山縁なきにあらざるを覺ゆ、唯星野家文書なきと其關係史料の乏しきは、千秋の恨事なり。

正平十四年大保原合戦は、宮方の勝利に歸したりと雖、懷良親王は御身に三創を被らせ給ひ、扈從の公郷を始め、菊池氏及新田氏の一族諸將多く陣歿せり、菊池武光も兵を收めて肥後に還れり、是より南北共に振はず、文中元年、太宰府陷落し、同三年、高良山亦守を失ふ、天授元年、懷良親王軍職を良成親王に譲り給ふ、是より以後、親王の御動靜は之を徵すべき史料誠に乏し、天授三年二月九日は、高良下宮社御願文奉納あり、其年三四月の頃は、御在所星野なりしが如し、河野家之譜に「前略」此搜事了俊爲籌策去月著善導寺念佛寺自此御在所四里距（下略）四月十三日宗金判 河野殿貴報 とあるにより、善導寺より當時の五十町を以て一里として測定すれば、御在所は矢部地内にあらずして、星野地方に在りしことを推知し得べし、又三十六町を一里とすれば、愈々矢部地方には適合せざるを知るべし。

一、御在所傳説地 星野村に於ける御在所傳説地としては、唐地、カラ谷、ゴゼ、平大圓寺、上屋敷等あり。

(一) 唐地は小野名に屬する地名なれども、今其所在を明にせず、小野は星野村の西部に屬す、小野

が下小野上小野光延及土穴に分れたる年代は未だ詳ならず、船曳鏡門著盤沼餘滴に云く或人云へらく、さらば大日本史前將軍官傳に後不知所終相傳屏居八代郡小野斃、即葬焉、と見えたるは如何と云へるに答ふ、(中略)さて、今小野と云へるは、生葉郡星野村の西南上妻郡に隣りて、上小野、下小野と云へり、星野山中第一、恢豁の地にして、山嶺四周、星野川環流し、要害無雙の勝區なり、御所の地は今小野名の内に唐地と云へる字ある所なり、其西南の邊りを黒木谷と云ふ、黒木氏御所の御守衛兵邸宅を置きし所なるべし、黒木氏は近き木屋なる猶尾城に居て、宮方に忠節を盡し、こと五條文書に見え、たれば此の御所は別て黒木氏ぞ警衛し奉りけむ、其西邊の字を上屋敷と云ひ、其東邊を園と云ひ、宮脇と云ひ、又東一里許に池之山ありて、麻生宮を祭れり、其上方の嶺を物見巖と喚ぶ、古時の物見趾と云へり、(中略)さて、唐地を御所の遺蹟と云へる、徵證は池山に傳ふるハムヤ舞の歌曲に唐の御所と歌へるこれなり、(下略)

(二)カラ谷は古の小野の一部たる、土穴大圓寺裏山の地字なり、今、唐地の所在を失ひ、カラ谷あり、大圓寺の山號、今は玉水山なれども、昔時は空谷山と呼びしは、由縁あるものゝ如し。

(三)ゴゼ平は御所平なるべし、(今村和方氏著征四將軍宮、眞良親王御薨去地考に據る)妙見城山の後方、大山の中腹に在り、閉豁の一地域にして、清泉綠苔中に湧出して、自ら一小澗を成す、之をゴゼ水と稱す、蓋し御所水の轉訛なるべし。

大圓寺は星野村土穴に在り、親王御負傷御療所にして、其後屢々御成ありきと傳稱す、(大圓寺の項參照)
の上屋敷は本星野氏舊館趾の上に在り、古來清淨の一區として、親王御在所趾と傳稱す、(星野氏館の項參照)

二、大圓寺 聖武天皇神龜三年の創建と稱す、元成實宗、後曹洞宗に改め、玉水山曹洞派大圓禪寺と

號す、世々星野氏の菩提寺たり。元大伽藍なりしが天正年間兵燹に罹りて、燬失せり。寺に正徳年間の版木あり、昔時隆盛なりし頃の、大伽藍を椽材に刻せり。(此版木は縦七寸八分、横一尺二寸五分、厚さ一寸なり)正徳は天正を去ること百二三十年なれば、何に據りて版木を作りしかは不明なり。後光明天皇御位牌の裏面に、當寺中古來永代拜領田茲至慶安三年三ヶ月度ノ御竿除之者也とあり。古縁起焼失せるも、山緒ある古刹なるは略々推察するを得。本尊は十一面觀音にして、藻葺の本堂に安置せしが、昭和五年七月十八日の颱風にて本堂倒壊せしを以て、目下庫裡に安置せり。浮羽郡齋生村樋口文書には

禪宗大圓寺本尊十一面觀音木佛本堂貳間半に四間茅葺古來よりの寺にて開基寺建立年號知不申候 元禄貳年巳ノ十一月四日付

とあり、又寛延記に云く、

禪宗 大圓寺 土穴名 本尊觀世音 開基不相知本尊行甚菩薩之作之由申傳候

と、私に思ふに、佛體は室町時代を下らざる傑作なり。寺寶には後鳥羽院の御木像、後光明天皇御位牌、星野氏累代位牌あり。(向、後鳥羽院皇孫の皇子と傳稱するものありしが明治二十年頃其所を失へりといふ)

本寺に關する傳説を列記すれば左の如し。

(一) 正平年間懐良親王當寺に於て御戰傷御療養あらせられ、其後も屢々御成あり御祈願ありしこと。

(二) 數回無住となり、其期間本山たる山本郡千光寺之を預りたること。

(三) 寶物多かりしが無住の期間本山に移したること。

(四) 塔婆を本山に移したること。(北川内村海徳光二氏家藏の續事手帳に延享二乙丑年に小野村名松の墓を御城千光寺に移し奉れる由を記せりといふ。其墓者三層層塔羅は正徳年間に生れ、安永九年に歿したる人なり。延享二年

は懷良親王遷去の弘和三年を
はること三百六十二年なり)

(9) 寺院の修繕は屋根葺替に至るまで星野全村にて引受け來れること。

境内一清泉あり滾々として湧出す。玉水山の寺號由りて起るといふ。又數基の五輪塔あり其地を淨土と稱す。

三、麻生池神社 麻生山の中腹標高三百四十米の處に一池あり。周圍七百九米あり。其水深碧藍の

如し。池中に一小島あり。辨財天を祭る。池を環りて老樹鬱葱として四境幽寂風光頗る佳なり。池邊に麻生神社あり。今健磐龍命及懷良親王を奉祀せり。創建年代未だ明ならず。麥生村樋口文書には

麻生御池

本地十一面觀音神說

拜殿貳間に參間かやぶき天和元年酉ノ正月に落木にて打崩申候社領無御

座候星野谷中より田八畝廿四步附置毎年十一月十八日に神米上ケ申候開元知不申候

寛延記にも、

麻生明神 神林御幣 開元不相知社領無之池中島に辨財天有之候

とあり。何れも御祭神を記さず。筑後地鑑には、

麻生池在星野山中高山傍。池面堅及二百間。横百間或五六拾間。池邊喬木森森。雖夏日涼風涼乎。枯木朽仆而橫。池面者如龍蟠。又似蛇形。雖池魚泛鳧多。人恐而不足之。早魃民聚。零無不有。應側有社。祠崇此水神。以壇城一方安置。十一面觀音立堂。有小島有獨木橋。下深谷幽邃とありて。水神祠とし。且つ其旁祭を行ひ。雨を乞ふ由を記せり。筑後志には、

祭る所の神健磐龍神(肥後國一の宮阿蘇と同神なり)池汀に拜殿のみありて。神殿なし。池を以て神に祭るが故なり

とせり。八女郡志には

祭る神は健甞龍命(肥後國一の宮阿蘇と阿蘇神なり) 一に曰ふ懷良親王を合祀す

と懷良親王合祀を一説として掲げあり今の神社は明治七年の建立なり其以前は池の對岸に拜殿ありて神殿なく其奥の水上方面に宮塚あり神聖に敬重せられたりといふ五百年來祭典を繼續し祭員中數名の僧侶を交へ反耶舞を奏す昔は十一月十八日に祭典を行ひ來りしが後舊八月十八日に改め近年は更に陽曆九月十八日を以て之を執行し村民相聚りて歌舞を奉納す之を反耶舞といふ中世は黒木、星野兩氏共同にて祭祀を行ひたりとぞ反耶舞は其歌詞頗る多く中には後世作り添へたるものも尠からざるべしされど極めて古雅にして實に五百餘年前の歌詞と思はるゝものあり其名曲八城は蓋し八代なるべきは定説となれり其詞に云く

ハンヤひごのくくのヤアラしろかねのものとびらをふしひらきヤアラミンごとからのごしよかなとほさむらひをみてやればうつほ千こしゆみ千ちよヤアラ

みごとのからのごしよかななかさむらひを見てやればかさりたてたるやりの五萬ほ五萬ほのやりのかすさゑあらはくまやつしろはこれのご所かなみやのていを見てやればかさりたてたるめいは七ひき七ひきのなかにたちたるくろの馬せじやうまわれとまへかきそする船曳鏡門翁は此歌詞につきて研究を試み且つ曰く此詞は(中略)専ら小野なる唐御所を贊稱し奉れるを此麻生宮に傳へたるは深き原由こそありけらし中略前征西宮を阿蘇宮と稱し奉れるにより其御神靈を齋ひ奉りて麻生宮とは稱へしなりけり(阿蘇宮を麻生宮と云へるは如何にと云ふにサアの反メなるをソに轉用する時は麻生即ち阿蘇となりて阿蘇なり)

と此説或は妥當なるべし

四、宮塚 星野村の中央麻生池の南西岸一小溪來り注ぐ其水上附近壹萬七百六拾番地字麻生神

社境外所有地に屬して宮塚と稱する塚墓ありきといふ、古老の言に麻生神社の祠官時々參拜し、人の來りて立ち入ることを警めたり、又此附近を過ぐる者は必ず其方位に向て敬禮するを常としたりと、明治時代に入りても塚上椿樹ありて七五三繩を張り、其位置を明にしたるが今は其遺蹟を知るものなしといふ、里人は語る、船曳翁嘗て之が調査を試みしが實證を得ざりきと、今其發掘地の所在を失へると、其調査記録の存せざるとは實に後進者の遺憾とする所なり、今池の南岸に一小丘あり、池に面せる斜面に一大壙あり、其上縁は池畔の道路より約四米の高さに在り、爰に一巨石あり、落葉に埋没せるを發見せり、仍て直に石野中佐及今村和方氏と共に落葉を掃ひて其測定を試みしに、縦約六尺、横五尺三寸、地表面厚二尺強あり、多少の加工を見る、蓋し此壙中より發掘したるものなるべし、是れ果して誰れの奥城か、此附近古墳墓の原形を失ふまでに發掘して副葬品の有無すら言ひ傳へざるは、盜掘の厄に遭へるのか、嗟乎。

五附説 星野に於ける懷良親王に關する傳説は皆星野氏に關係あり、矢部大淵に於て前後兩征西將軍宮に關して五條家を離れざるが如くに然りとす、星野氏には幾多の本支城あり、館趾あり、菩提寺あり、壑城あり、鎮守室山神社あり、今茲に其概略を録して參考とす。

○妙見城趾 星野氏の本城は本星野妙見城にして、星野村に於ける支城に白石城、高岩城、堀切城、高取城あり、(生葉原に福丸城、村上城、妙見城、以上三種稱して生葉城といふ) 西原上城あり、竹野郡に石班城、山中城、内山城あり、本星野妙見城は山城趾として其名を存す、前に星野川の急流を控へ高取、合瀬、耳納の城砦と相呼應すべく、背後は麻生の山嶽相重疊し、險要の金城なり、今尙内城外城妙見谷其他朝日當物見巖、松竹王、夜衛木屋、遠矢、雁股、フン塚、寺ノ上、鐘撞堂、現人ノ森、御良、城水、御所平、御所水、新左衛門等の小字を存す、(今村和方氏調査)

◎星野氏館趾 本星野谷西に在り、妙見城趾の說にして、星野氏累代の屋形ありし遺跡なり、今は星野村前村長高橋氏の住居となれり、此館趾の上に一段高き平坦の地域あり、之を上屋敷と稱す、今は畑地なれども、貴人の住趾なりとて、古來清淨を保ち來れり。

◎星野氏累代墓 星野村一萬三百二十六番地字馬場道南に阿彌陀堂と稱する處あり、本星野に屬す、高木榮藏外二名の所有地なり、此地内に近年阿彌陀堂及籠堂を再興したるものあり、此地、元相當の地域を占め、老杉鬱葱たりしが、明治三四年の頃伐採したり、今は長方形の一區を成し、三面温池を繞らし、一方田畑に連れり、温池の幅は廣狹一ならず、約四米強あり、此地區の西半は星野氏累世の墓碑あり、明治二十二年五月地表の隆起部を削り、平坦の一區を設け、其中央に一大豊碑を建て、星野氏累世之墓と刻す、其四周に多數の小塔を建つ、温池中に散すたるものを合せ、九十餘墓を算す、大半土中に埋没し、或は林間に散亂したるものを蒐集して、之を組み立てたるものにて、塔の様式亦一樣ならず、碑後に高さ五尺許の三基の五輪塔婆あり、是も原形のまゝにあらず、左右の二基は水輪に蓮座と梵字を刻せり、又此西隅に於ける一石は高さ二尺五寸、幅一尺強、厚さ四寸五分の石英粗面岩(?)に五輪塔を刻し、幾度か作圖を試みたる形迹あり。

◎室山神社 室山神社は星野村の北部に在る郷社なり、奇巖怪石に富める勝地にして、星野村役場所在地十籠より東すること約千五百米にして達す、三百餘級の石燈を登れば樓門あり、社殿あり、神前の老杉三株中最大なるものは胸廻一丈九尺五寸あり、一楨樹と共に蒼鬱として天を蓋ひ、晝尚暗し、筑後志に無漏山權現とし、太宰管内志に無漏山權現社と載するものは是なり、嘉祿二年十一月星野氏勸請せし所に、伊弉册尊、速玉男命、素盞鳴尊を祀る、寶物として太刀二口、一は傳三池元四作二尺

三分無銘、竊に八幡大菩薩の像あり。一は傳傳前正作二尺七寸七分、無銘。 鎗長三尺五寸 鬼面傳傳品類天皇思願品

権現者在生葉郡星野村、嘉祿二年星野八郎勸請紀州熊野權現神官米室源三郎供養之、每歲正月十五日執行神樂並百手的、と現社掌神谷家は第三十四代にして舊姓氷室なり、社司氷室治氏は神谷家の支族にして、正に十四代目なりと同氏は語れり。

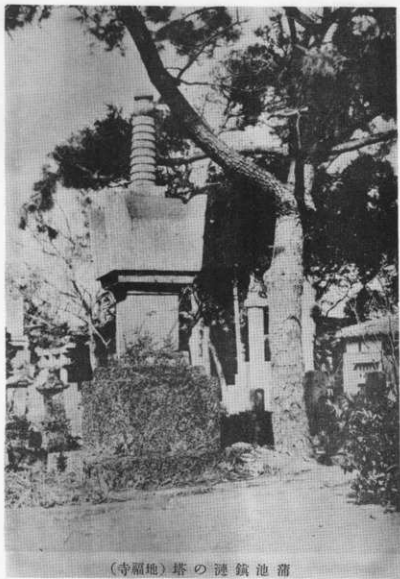
⑨興國古碑 星野村宇麻生池の東數百米星野村壹萬七百四十九番地池田金九郎氏外二名の所有地に一塚あり乙宮様といふ、石壇あり高さ三尺、其上に三面石圍を設け自ら一小石祠を成す、其高さ五尺、石壇上に於ける前面二間四方あり、其奥の正面に一古碑を建つ、碑面の中央に梵字あり、其向て右に興國三年二月十八日、左に十方佛上中○○○○元二帝元三願佛方○○○の文字を二行に刻せり、元附近の土中に埋没せるを發見して此に移したりとは所有者江田金九郎の直話なり、蓋し供養塔なるべし、數年前當時の八女高等女學校長平井武夫氏等に依りて黒木城趾に發見せられたる天授古塔といひ、此興國古碑といひ筑南の地南朝の初より末路に至るまで終始其正朔を奉じたる純忠苦節の一端を窺ふに足るべき好資料といふべし。

蒲池氏關係史蹟

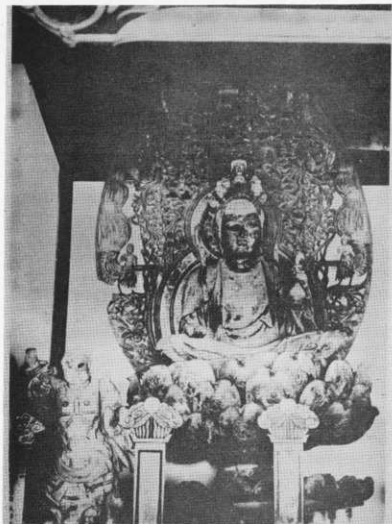
蒲池氏關保史蹟



1. 蒲池松久寺
2. 高島地蔵寺
3. 今古賀平塚庵
4. 柳河城址
5. 宗虎九の墓
6. 神籠二宮社
7. 越前守道徳源安人の最期の地



(寺福地)塔の澁鎮池蒲



像音世觀面一十寺久崇



像來如陀彌阿寺福地



社 神 宮 二 端 沖



地 之 焉 終 丸 虎 宗 池 蒲

蒲池氏關係史蹟

調査委員 岡 茂 政

一 概 説

天正の初年までは筑後十五城二十四頭の旗頭として、筑後の平野に於ける一豪族であつた蒲池鎮速(通或は並に作る)が龍造寺隆信の森計によつて滅されたことは、當時の陰險な世相を如實に物語る惨ましい一例として、今も郷土人の口に上つてゐる。其鎮速の父武藏守鑑盛入道宗雪が天正六年日州耳川の役に老軀を挺して勇ましい戦死を遂げたことは、武士の鑑として稱讃に餘りあるものがある。

殊に宇都宮朝綱八代の孫三河三郎久憲が應永中蒲池出羽守の女を娶り、三瀨郡蒲池城に住してより以來、八代約百六七十餘年の間山門三瀨の兩郡を支配し、五代治久の時には柳河城を築き(南筑名覽、蒲池名所舊蹟詞による)其孫鑑盛に至つて、更に其規模を大にしたるが如き、或は鑑盛が永祿三年三瀨郡酒見村風浪宮を再建して、今に其時代の建築様式を残した如きは郷土史としては等閑に付すべきものではあるまい。

併し蒲池氏の末路が悲惨であり、其子孫断絶した爲に古文書、記録等散逸して、其事蹟の詳細を知り難いことは遺憾である。それでも蒲池物語や今村家記等があつて、其傳説等は可なり書き残

されてゐる。只遺蹟遺物に至つて甚妙く然も的確ならぬ點が多い。

二 崇久寺

崇久寺は蒲池氏の菩提所で天正九年兵火に罹りて焼失し其後元祿十五年安政七年の改築を経て今日に及んでゐる。寺寶舊記も兵燹の爲に灰燼に歸し、僅に本尊開山像等を殘すのみである。

一位 置

三瀨郡蒲池村大字東蒲池字地淵にあつて柳河町を距る四十餘町の處にある。

二 緣 起

渡壽山崇久寺は臨濟宗妙心寺派の末寺で筑後に於ける名ある古刹の一である。もと長福寺と稱し、創建の時代詳でない。往古は一大伽藍で境内四町に亘り、塔頭八寺あつたといふ。後醍醐天皇の勅願寺であつたが兵燹にかゝり、曆應二年足利尊氏之を再建し聖一國師の法嗣南山和尚を開山としてゐる。

其後九州戦亂の際再び兵火の災を被つたが當國の領主蒲池氏再興し寺領を附した。

長祿年中時の領主蒲池筑後守治久入道崇久卒去の後、寺を崇久寺と改め菩提所となした。天正九年蒲池氏滅亡の時勅額焼失し、其後勅命により京都南禪寺の長老清韓の書いた崇久禪寺の額を賜はつて寺をも再建した。此額今に存してゐる。

天正十五年立花宗茂柳河就封の後、寺領八反を寄附し、慶長六年田中吉政亦寺領を寄進した。再來幾度か盛衰あつて一時荒廢に歸しようとしたが、安政七年修築して今日に至つた。本堂横六間三尺縦四間三尺、境内四百二十坪である。(以上同寺縁起抄錄による)

(「神社明細帳所載」)

三、遺物

1 本尊

十一面觀世音座像

寺傳には運慶の作と稱し、文明十一年之を修補すとある。柳河藩の社寺帳(寛政五年)には文明四年彫刻元祿十年洗濯とある。惜しいかな右眼虧損して尊容を傷くること大である。佛眼には水晶を用ひてゐる。

2 脇立

増長天

多聞天

弘治四年蒲池武藏守鑑盛夫人佛工土珍に命じて、之を膠漆彩色せしめ元祿七年京都の佛工圓説之を補修したといふ。(同寺縁起抄による)

3 開山南山和尚木像

4 崇久禪寺の額

5 蒲池氏歴代の位牌

四、遺蹟

1 千部妙典塔

寺前參道の左側にある。

表の上部に圓を描き中央に奉看讀大乘妙典一千部、右に活功德主蒲池武藏守鑑盛、左に天文

廿二癸巳六月吉日誌焉と刻し、竪三尺二寸、横二尺五寸の碑である。

2 蒲池鑑盛の塔

中央に梵字を彫り、其四隅に圓を描き、其内に長國覺久の四字を分割してある。長國覺久は鑑盛の法號、松梅院殿長國覺久大居士を指せるもの。高さ三尺位、本堂の西にある。

3 古塔婆二基

高三尺二寸位、中央に梵字が刻され、他に何等の文字も見えぬ。葛^{カズ}か一面に絡みついてゐる。蒲池氏關係のものと思はるゝも、誰のものなるかは明でない。

4 見性院の墓

表に見性院心空妙安大姉蒲池氏女とある。細長い自然石の墓である。飯漣の女で、後豊後に赴き大友の一族朽網家に嫁し、寛永九年八月廿日卒した人の碑と思はれる。

三 地 福 寺

地福寺は山門郡三橋村大字高島にあつたが、今は廢墟となつて、其附近に新たに一草庵が建てられてゐる。

一 縁 起

此草庵に「當寺改正記録」といふのが、ある。先住職の筆になれるもので、次のやうな意味のことが書かれてある。

喜見山地福寺は正親町天皇の御宇、天正元年柳河の領主蒲池敏連の建立といふ。蒲池家斷絶後、大破して柳河蟹町玉樹院(淨土宗)の末庵となり、幕末の頃三緒郡下牟田榮勝寺住職弘禪に買収

せられ曹洞宗に轉しその隱居寺となつた。

二遺 物

本尊 阿彌陀如來

脇士 聖觀世音、勢至、菩薩

いづれも蒲池鋤漣の寄進といふ。

三遺 蹟

寶篋印塔 一

塔は鋤漣の塔であるとの傳説がある。高さ一丈に近き立派なもので、其前方に華礎があつたと見えて其笠のみ残つてゐる。

四 平 澤 庵

平澤庵は山門郡三橋村大字今古賀にある。一小庵で柳河町を去る東南約十町餘にある。

一緣 起

南筑明覽に蒲池鑑盛入道居于高畑之時建立入道戰死之後葬於當庵と見えてゐる。寛政五年の柳河藩の社寺帳には平澤庵は蒲池因幡守鑑憲の廟所あり、天正中鑑盛家臣之を建つとある。

二遺 蹟

供養碑 二

一は土中に埋もれた上磨滅し刻字も判明せず、一は施主の名は風雨に蝕まれて讀み難いが、奉看讀大乗妙典一萬部や奉看讀法華經二千部等の字が隨ろに見えて、天文八年十一月廿四

日の字が刻されてゐる。

五 柳河城址より發掘の石塔斷片

昭和三年柳河城址の土地整理の時發掘された墓石の一部に年代の記入あるも二三あつた。恐らく田中吉政築城の際土固めとして城内にあつた蒲池家の墓石を使用したものと思はれる。

一、天文二十年二月吉日蒲池武藏守鑑盛の文字彫ろに残れるもの。

二、永祿十年九月三日戦死の文字あるもの。

三、天正六年十一月十二日於日州戦死の文字あるもの。

いづれも寶篋印塔の臺石の左方一隅に記されまた刀劍を納めしと思はるゝ稍型の石も發掘された。

天正六年日州に於て戦死とあるは鑑盛の塔の一片であらう併し之等は供養塔の斷片と思はる。

六 沖端二宮神社

一位 殿

沖端村の北端北町にある。

一、祭神及奉紀の由來

南筑明覽に蒲池民部少輔鎮速簡子宗虎丸靈也命酒見村攝取院座主自龍造寺家祭之今爲近邊産神と記してゐるが筑後將士軍談には蒲池物語により鎮速の弟駿河守統安の死靈龍造寺家に崇を爲す恐ろしき事多かりければ隆信或は政家怨靈を宥んとて柳河の沖端といふ處に二宮荒人神と崇め祭らる其社今に存せりと記してある。

同社前に建てられた二宮神社縁起を記せる記念碑には蒲池鎮速及統安の靈を祀れりと見えてゐる。いづれにせよ、蒲池氏に縁故深いことは明であるが、今は社記散逸して其由來を詳にし難し。

七 宗虎丸終焉地其他

沖端村矢留尋常高等小學校の南方約一町餘の田圃中に宗虎丸の墳墓と傳へらるゝ處がある。南筑明覽に矢留田中松鎮速嫡子宗虎丸墳墓也父戰死之後隱于此所敵尋來里人憐之覆海桶隱之有隣人告之敵終爲敵被殺其告者之子孫因此崇病癩云とある。明治の初の村人石を建て、其遺跡たるを明かにしてゐる。其他大和村大字埴塚に鎮速夫人の墓と稱するもの三橋村四十丁に蒲池大和入道夫婦の墓と傳へらるゝもの等がある。

八 蒲池城址

一、位 置

蒲池城址は三潞郡蒲池村大字西蒲池字池淵にあつたといふことで、崇久寺の南方にある。今は一面田圃となつてゐる。

二、由 來

南筑明覽に天慶比藤原純友一族築之其後蒲池代々守之後筑後守治久築柳河城以此城爲柳河城將立齋公入國之後家臣小野和泉守之と記してある。

九 結 び

要するに蒲池氏は戰國時代に於ける葦爾たる南筑の一豪族で、其盛衰興亡は國史の上には何

等の係もあるまい、併しながら一世紀半に涉つて山門三瀨地方の統治者としても、後世田中立花兩氏の施政の中心地である、柳河城の創始者としても、其遺物遺蹟を保存することは當然のことであらう、況んや之等は願る人もなく、將に湮滅に歸せんとするに於てをやである。

吾等は亂燕の間に埋もれたる頸塔斷碑に對して五百年前の古を想ふ時、洵に一掬の涙なきを得
なす。

吉

見

嶽

城

陞

(る線に一分二部量測地誌) 圖地近附趾城嶽ヶ見吉





古見嶽城土壘の一



三丸より丸本を望む



丸本より三丸及筑肥の野山を望む



切堀るす通に口丸二りよ丸出東南城嶽見吉



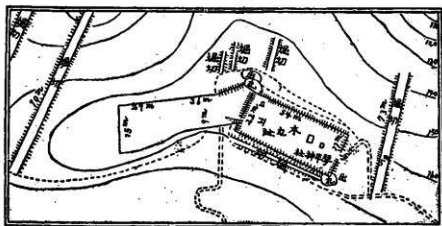
切堀面方部西城嶽見吉

吉見嶽城址

調査委員 武藤直治

吉見嶽は高良山の一峯にして北西位に屹立す、標高百六十一米強、頗る形勝の位置を占め、展望に富み、肥筑の山河歴歴指點すべし、高良山は水繩山脈の西端に位し、南東には明星嶽の嶮あり、相待ちて、古來軍事上の要地なり、景行天皇十八年には高羅行宮となり、繼體天皇二十年には、國造盤井此山に據り、正平七年及十四年には、懷良親王の御陣となり、文中年間には約二ケ年間御本營となり、天正年間には、豊太閤來りて吉見嶽に陣せり、嶽上に城址あり、其始何人の築く所なるを知らず、筑後國史に云く、天文中八尋式部郷居之、同書卷之第四十三、八尋氏の郷に云く、大和國廣瀨郡高取城主八尋伊豆守清原重友、修羅ノ、遂ニ筑後ニ來リテ高良山ヲ本嶽ノ城主トナル、(今按、筑後實記、筑後城前集、並曰、野原、古ノ城址也) 草野氏、跡シ合、數々高名ヲ顯ス、終ニ後地ニ卒ス、年八十七、高良山北谷ニ葬ル、其墓今猶存ス、(下略)と、天正十五年四月、豊臣秀吉此に陣す、高良山十景詩歌の序に、天正中博陸秀吉公西征之日、壘其峯巒とあり、筑後國史には、天正十五年秀吉公此ニ陣ス與とせり、日本戰史九州役四月十日の條には、秀吉高良山ニ次ス、龍造寺政家等來リ闘スと録せり、天正十五年は秀吉九州統一の爲、自ら諸將を督して三月朔日大阪を發し、四月四日秋月に來り、十日高良山に次し、翌十一日出發南進せり、

城址として本丸、二ノ丸、三ノ丸、出丸、土壘、堀切等を存す、



吉見嶽城址本丸附近圖

本丸 本丸は縦五十四米、横二十二米あり、四方に高六十程乃至七十程の土壘あり、其南東角及北西角に各々出丸あり、南東角の出丸は十一米に四米にして、稍々低く幅二米の階段部あり、北西角の出丸は十三米に五米にして、之に五米に四米の階段部あり。

二丸 二丸は縦約三十六米、横九米あり、土壘は僅に北部に其一部を存す。筑後國志に云く、二ノ丸、縦十四間、横十三間、半、北南西ニ高三尺、一間半ノ土手アリ」と

三丸 三丸は縦約二十九米、横十五米あり、舊土壘ありしが今は湮滅して其跡を認めず。筑後國志に云く、「三間、北南西ニ高四間、横一間ノ土手アリ」と

本丸には琴平神社の小石祠あり、拜殿を有す、土壘上には老松蒼鬱として四時翠を呈す、二丸及三丸は原形を失ひ且つ樹木盡く伐採せられて、單調となれり、二丸より本丸に繋ぐるには、約六十級の石段を拾ふを要す、其傾斜約三十度にして、垂直の高さ、十三米あり。

堀切 大小幾多の堀切、今尙現存し、吾人をして餘に英雄の武略を嘆賞せしむ、今調査の結果を列記すれば左の如し。

(一) 本丸の東に長さ七十三米、幅五米、深さ四米乃至六米の南北線

(二) 本丸の南に出丸より二ノ丸舊土手口にのする間約五十米の東西線

(三) 三ノ丸の西方には二重に堀切あり。

(1) 其内部の堀切は北部の長さ約九十米、幅約四米、深さ三米乃至六米の南北線南部は既に埋められて其跡を失へり

(2) 其外部の堀切は北部百三十二米、南部六十九米、何れも幅四米、深さ二米乃至三米の南北線

(四) 本丸北西角出丸の北方に長さ十米乃至十八米の南北線三條

(五) 北方山腹に長さ約六十米、幅二・五米、深さ二米乃至三米の東西線及外に東西線二條

(六) 南方山腹には斷續せる數條の東西線設置地未だ不明なり

(七) 北西方二重の堀切の外に南北線若くは中間方位の數條

尙吉見嶽と共に、東光寺城等、秀吉に利用せられ、其陣營を布きしならんも、未だ文献を得ざるを以て、暫く之を略す。

附記 吉見嶽本丸の北西隅に一大豊碑あり、題して、永世和平碑と云ふ。米藩の碩儒樺島公禮の撰文なり。此碑は境界紛争和解の記念碑にして、城址に關するものにあらず。

秋
月
氏
の
遺
蹟

桂月山大龍禪寺法度

一 東者自山神之上限管滿尾南者

寫渡之堂前城之半上登而者曰

光之山踏登此者主山峯三上者屬

一 四至方所之內報生楚忌同不可

一 對寺領不可有夫後誤後限錢

一 對檀那節之仁儀禮俸

一 對檀那世務裁判不可文使事

一 對寺家宿取狼藉不可權門

一 對寺前地下之後人寄處

一 子孫一家同被官寺他阿

一 方修於未代不可違犯

一 依為後證之狀如件

一 是文明十八年

一 開闢檀那大藏朝臣中務大輔

大龍寺文書

下座林 系原村 日龍具

寺領地五町寺 奉一為龍光

位牌西奉寄進大龍寺

延元云云白後五身相

通示如件

天文十一年

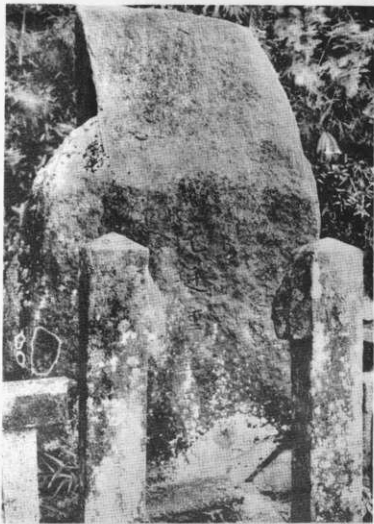
三月十六日

進 大龍寺

大龍寺文書



傳秋月處山城擲手門
(觀垂寄神社門)



秋月種朝墓

秋月氏の遺蹟

調査委員 伊東尾四郎

秋月氏は古くから筑前の秋月に居たが、天正十五年即ち豊臣秀吉の九州征伐後、秋月から日向の財部(高鍋)へ移された。其の後寛永年中、福岡藩主黒田長政の子長興が、此地に分封され、黒田氏を藩主とした秋月藩が、維新の際まで續いた。

今秋月に往き、秋月氏の遺蹟はと探つてみると、確にそれと認定すべきものが至つて少い。其の遺蹟をなすに先だつて、一通り秋月氏歴代の事を知つて置く必要がある。

春實―種光―種材―種弘―種資―種生―種成―種雄―種幸―種家―種頼―種資―種貞―
種高―種顯―種道―種忠―種氏―種照―種朝―種時―種方―種實―種長

秋月氏の遠祖は大藏春實で、春實は天慶中、藤原純友征討に功があつた。其の孫種材は、後一條天皇の寛仁三年、刀伊の來寇の時に、戦功があつた。種材五世の孫種成は、安徳天皇を奉じて筑紫に入り、其の子種雄は、秋月に城を築いて、これから秋月氏を稱するやうになつた。即ち秋月氏の祖である。

文明永正の頃には種朝、永正文の頃には種時、天文永祿の頃には種方、永祿天正の頃には種實

あり種方は永祿中大友義鎮から古處山を圍まれて戦歿したが其の子種實に至つて大友の守兵を追ひ其の領域も夜須上座下座嘉麻種波鞍手筑後では生葉竹野御原三瀧豊前では田川郡岩石地方に及んだ。

天正十五年豊臣秀吉が島津氏を征せんとして九州に入つた時までは秋月氏は未だ降意を表さなかつた。それで四月一日には秀吉の軍は種實の子種長の田川郡岩石城を攻め大隈へ来た時に種實父子は漸く降意を表した。それで五日には種實父子は居城を去つて近江に移り生駒親正が古處山の城を守り種長領する所の二十一の城々を悉く破却した。其の後秋月氏は日向財部へ移された。

以上は寛政重修諸家譜秋月系圖其の他に載せた所によつたものである。扱これから本題に入る。

一 古處山 城址

古處山の上に一ノ堀、二ノ堀馬賣場などいふのがある。其の邊が城址であらう。福岡縣地理全誌に

古處山ノ絶頂白山神社ヨリ一町西ニアリ。秋月氏累世本城ノ地ナリ。本丸、二丸、三丸、大門、駒馬場ノ址、大門ノ東北ニ館浦、城ノ尾、岡屋ナド云所アリ。始ハ城ノ石垣モ残リテ有シヲ、元和年中ニ毀テリ。城址下一町許ニ井泉ノ迹アリ。城アリシ時ノ用水ナリ。一日夜ニ千人ヲ養ヒシト云。

とあるが土地の人に就いて聞いてみても、本丸、二丸、三丸、大門の名は知らぬといふ。館浦、城ノ尾などの地名はあるやうだがそれは麓の方である。館ノ浦は館ノ裏らしい。福岡縣地理全誌は明治

十年頃編纂されたもので、其の記事は杜遷なものである。其の無い筈だが、其の記事を示しても、土地の人は合點が行かぬ風で、甚心細い。

今縣社垂裕神社にある門は、黒田氏の藩主時代居館の表門であつた。而して其の裏門は、舊古處山城の搦手の門であつたと傳へられてゐる。

二 杉本城址

秋月氏の本城は、古處山にあつたが、篁に里城があつた。それが即ち杉本城である。其の址は黒田氏藩主時代の館の在つた邊で、其の區域はそれよりも廣かつたものであらう。地理全誌に

杉本城址 八幡宮ノ社地ニ續キタル地ニテ、藤ノ森ヲ追手トス。秋月氏ノ里城ナリ。今ノ古心寺ノ門ハ、此城門ヲ移セルナリト云。

とある。これは「望春隨筆」に載せた記事と同一である。其の古心寺の門は、他處へ移されて、今は古心寺にはない。

三 八幡宮

上秋月の村社八幡宮は、秋月種雄が秋月に來てから建てたものといふことである。後深草天皇寶治年中に再造し、龜山天皇文永年中に修造したといふ。何か秋月氏關係の遺物は無いかと探つてみても、確にそれと認むべきものは無い。地理全誌に「古作の狛犬あり、高一尺七寸、文明中秋月文種寄進」とある。其の狛犬らしいものはあるが、文種寄進といふことは何に據つたものか明でない。今高鍋に秋月八幡宮がある。又白山神社もある。秋月氏の轉封と共に、高鍋に移つたが、秋月にも同じく其の社が存してゐる。

四 大龍寺址の秋月氏墓

下秋月に大龍寺山といふがあり、其の谷中に大龍寺の墓地がある。大龍寺は今は無く、單に墓が少し許残つてゐる。現存墓石の中に、高八尺幅六七尺の巨大なものがある。表面に

寔享肆四稔辛卯

龍允堪種居士

三月十六日

と刻して、其の他には文字は無い。龍允疑種は種實の竹祖父種朝の法號である。又向つて右側に二の墓と、極めて小い墓とがある。文字は磨滅して見えない。地理彙誌には古墓六基ありとあるけれども、今は數が減つてゐる。

大龍寺の朗山は嘉穂郡碓井村の永泉寺第二世泰伯である。永泉寺は今に現存してゐるが、此寺に大龍寺に關する文書が數通残つてゐる。其の一

一 種月山大龍禪寺法度之事

一 東者自神山之上限寶滿尾、南者鳴渡之堂前城之平登、西者自砥石三光之山路登、北者主山峰三

上者屆絶頂

一 四至方所之内、殺生禁忌、同不可竹木伐事、(略)(中)

寔文明十八年丙午、蜡月二十八日

開關檀那大藏朝臣中務大輔種朝(花押)

其の他の文書

奉寄進大龍禪寺 上座郡之内四町岡地貳町之事(略)(中)

文明十八年丙午臘月廿八日大藏朝臣中務大輔種朝(花押)

奉寄進大龍禪寺 夜須郡西郷之内三浪莊次郎丸五町事(略)(中)

文明十八年丙午十二月廿八日大藏朝臣中務大輔種朝(花押)

種朝の法號に大龍寺殿で、大龍寺は種朝が開いたものであらう。

今高鍋に大龍寺、安養寺、龍雲寺の三寺がある。何れも秋月家の菩提寺である。大龍寺は即ち秋月氏が高鍋に移る時、随つて移つたものと思はれる。安養寺の地名は秋月に残つてゐる。安養寺殿は秋月種頼の法號である。龍雲寺の地名は秋月には残つてゐない。龍雲寺殿は秋月種照の法號である。

五 秋月氏臣下關係遺蹟

秋月氏の臣下に關係ある遺蹟を挙げるならば、音聲寺を挙げねばなるまい。此寺は觀音堂があるばかりで、今は無住になつてゐる。此觀音といふのが、石體の觀音で、其の石の上で、秋月種實の臣惠利内藏助暢堯が自殺したといふので有名である。

惠利氏も原田氏の後裔で、秋月氏の家門である。天正十五年豊臣秀吉が九州征伐に下つて來る時、種實は島津氏に味方して、秀吉に服従する意がなかつた。惠利は秀吉の軍に敵すべからざるを知り、種實に説いたけれども、用ひられず、天正十五年三月十四日(一説七日)二十八歳で自殺した。暢堯の弟、華人助暢武は、豊前の岩石城に居たが、兄の危難を聞き、馳せ來る途中、一瀬で兄の死を聞き、これも亦自殺をした。後黒田長興が秋月藩主となつて、惠利の忠誠を感じ、堂を建て、鳴渡山音聲寺と號けたと傳へられてゐる。

秋月氏臣下の墓としては坂田越後守の墓が上秋月村首淵にあり、深江伯耆守の墓が彌永にあり、福武美濃守の墓が下淵にある。

六 秋日氏宅址

荒平山は秋月氏の居館の地だといはれてゐる。地理全誌に

秋月氏址 村ノ西七町、荒平山ニアリ、說ヨリ四五十間許ナル小山ニテ、館屋敷ト云、秋月氏ノ退隱所ナリ、宅址ノ周リニ石壁ノコレリ所々ニ堀切モアリ、又谷ヲ隔テ、西ノ方ニ宅址アリ、秋月氏家人ヲ置キン所ト云、其西南ノ方ニモ屋敷址アリ、本宅ノ南低キ所ニ太閤松ト云、松アリシガ、近年枯レタリ、秀吉公此所ニ二日滯陣セラレシト云、又谷ヲ隔テ、西南ノ方ニモ宅址アリ、とあり、これも確な遺物などは残つてゐない。

荒平には堀切の跡が残つてゐる。堀切といふのは、山の上方から下方へ一直線に溝を堀つたもので、それが澤山にあることが認められる。荒平も端城であつたらしい。秋月氏關係の端城には堀切の跡を存するものが多いといふことである。

七 秋月氏の端城

秋月氏の盛な時には、諸方に端城があつた。筑陽記には

夜須郡の千手、彌永、上座郡の麻氏、良、長尾、針目、三日月、國見、米山、下座郡の茄町、嘉麻郡の益富、穂

波郡の笠木、豊前國田川郡の岩石

を數へてある。

田代政門氏の秋月氏の史的研究には

小鷹城三輪村彌永鼓岳城(安川村下瀬片山城)同持丸千手城同千手坂田城上秋月村(觀音山城)
(秋月町目鏡橋の上)道場山城(秋月町下町白石の上)の山福嶽城(浦泉宮地嶽神社のあるところ)荒
平城(秋月町長生寺の裏の山)阿彌陀峰城三輪村(粟林城三輪村)山隈山城(太刀洗村)茄町城(三奈木
村)砥上山城(夜須村)高山城(志波村)麻氏良城(志波村)針目城(杷木町)三日月城(杷木町)米山城(杷木町)
益富城(大隈町)岩石城(田川郡赤村、
野村の間の嶺)笠木城(嘉穂郡穂波村)國見城(不詳)長尾城(林田)
の廿四處を數へ其の他に

不動城筑紫郡御笠村牛首(真竹山城)朝倉郡松末村作手城(夜須村)小田(寶珠山城)寶珠山村(荷原
城)三奈木彌山城(嘉穂郡彌山)才田城(嘉穂郡才田)芥田城(嘉穂郡芥田)
の八處を數へてゐる。

本稿を草するに際し、秋月の島村直之氏、田代政榮氏、同政門氏、林正訓氏、高鍋の山名勝重氏の
示教を受けたことを感謝する。

小倉延命寺址

延命寺及東照宮旧建物略圖

(縮尺四百分、二)

屋小本材 所供御

戸井、存現 井



門

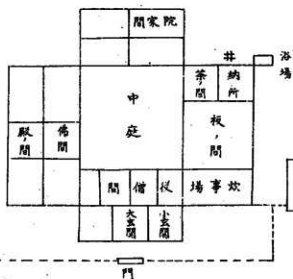
關山堂

環摩堂

大元井

十光寺址

△ 正觀寺址



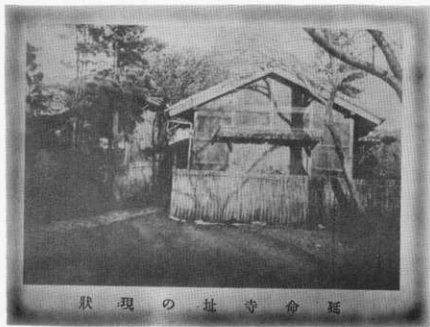
繪圖室

○ 鹿野末坊後記高址

○ 基塚
□ 土
○ 式成所
□ 土觀堂址



墓者死戦隊兵奇州長



狀現の址寺命延

小倉延命寺址

調査委員 末岡作太郎

小倉市の東北隅にある、一小丘陵なり、北端は鐵道及び電車線路を隔て、海に臨み、南は漸次高くなりて若王子山に連なる丘上は眺望開けて風景絶佳、近時北九州地方の遊覽地として開ゆ。現今延命寺と稱する區域には寺院は廢せられて住宅地に開拓せられ地形著しく往時と異なるものあり、舊蹟地としての延命寺は早くも世人に忘却せられんとしつゝあり。

延命寺につき史蹟として調査すべき事項は

一、延命寺及東照宮の址の研究

二、慶應丙寅の古戰場としての研究

三、宮本武藏碑の研究

を其の主なるものとすべし、更に名勝地として古來如何に見られしかも興味あるものなるべし。

一 延命寺

(一) 創建

此の寺の建立の動機につきては何等記録の存するものなければ其の詳細を知る由なきも、此

山は小倉城の東北にあたれば鬼門守護の靈場たらしめんとしたること恰かも帝都に於ける比叡山、江戸に於ける寛永寺の如き關係ありしならむかざれば特に天台宗の寺院の而かも、傳教大師と因縁淺からぬと稱せらるる寺院の復活を以てしたることもうなづかるゝ所なり、尙ほ思ふに小笠家と將軍家との關係特に密なるものあり、やがては東照宮建立の事ども豫定せられて、旁天台寺院の建立を見るに至りしものか。

此の寺元と上毛郡川底村にあり、千光寺と呼び廢寺となりしを企救部赤坂の地に再興して延命寺と改稱したり。

建立者は小倉に於ける小笠原家第二代忠雄にして靈濟法印を再興の祖とす。

同寺建立の狀況につきては

〔忠雄公御年譜中〕

此年正徳元年 公企救部赤坂山

倉城の良の方

に天台宗の一寺を建立し給ひ東念山成就院延命寺と號し靈

濟法印を開祖とし給ふ。

延命寺は傳教大師手開の場にして舊上毛郡川底村にあり、寺既に廢して屋簷を累ねる事久し、厥名而已を傳ふ、公これを再興あらんと欲し、寶永元年甲申靈地を赤坂山に擇み當年辛卯に至り一寺を遺立あり、延命寺の舊號を移せり。

〔忠雄公御年譜中〕

五月六日

正徳五年

公東念山成就院延命寺へ詣せられ、山號を東北山院號を悉地院と改め給ふ。

〔寺院山來記〕

延命寺は傳教大師開創の場にして往古豊州上毛郡川底村にあり然るに其の寺廢し星霜を重ねること久遠にして唯寺號を傳る而已。于時忠雄公此寺を再興の志を發し給ひ寶永元年甲申企教郡赤坂山會城の
其の方に地を撰み寶永八年辛卯乃此に一寺を建立し給ひ東念山延命寺成就院と號し靈濟法印を中興の開祖とし給ふ也。正徳五年乙未五月六日公當寺の山號を改め東北山悉地院とし給ふ。同年六月靈濟法印入院して寺務を掌る。享保六年辛丑七月朔日公寛法親王當寺を東北山の直末寺とし給ふに因て則令旨を兩執當功德院向志
住心院靈眞より賜る。同年閏七月二十一日公高二百石を以て永く香積糧に充給ふ。

〔鶴の眞似〕

一、延命寺、是は上毛郡の内に千光寺と云、天台寺を正徳二年企教郡赤坂村に移し、寺號を延命寺と改む。

〔巡見上使心得書〕

上毛郡の内千光寺と申天台宗古跡御座候を、正徳二年企教郡赤坂村に引延命寺と改め一寺御建立被成候。

○按ずるに延命寺建立の年諸書にある所を綜合して正徳元年(皇紀二三七一年)即ち寶永八年にあたるにして正徳五年に山號寺號の改稱をなしたり而して藩主の崇敬厚かりしことは香積糧として高二百石を永く充て行ひ、享保七年正月八日小倉城松の間に於て始めて最勝王會を修するに當寺に命じ以て毎歲これを永式としたるを見ても知らる。

〔東照宮の建立〕

延命寺の創建と關連して放つべからざるは東照宮の建立なり。時は享保二十年にして藩主小笠原忠基の代なり。

〔寺院由來記〕

享保二十年乙卯十二月廿七日忠基公當寺に東照宮を勸請し給ひ、高百石を以て永く神供に備えらる。元文九年丙辰八月公當寺に東照宮の神號（公直法親王の宸筆なり）を奉納し給ふ。

〔忠總公年譜〕

四月十七日、延享二年豊州企救郡赤坂村の山上東北山延命寺の境内に忠基公東照大権現宮の神殿を新に造立ありて同日正遷宮あり。公より石燈籠兩基献備あり。

〔倉府俗話傳〕

一、延命寺の権現社は本廣壽山釋迦堂の東の山付に是有けるが、忠總公東照宮大権現と云ふ、日光御門守の御筆を御頂戴有るにより延享年中延命寺の山中に御遷社有ける由。

○小笠原家と將軍家との關係

小笠原氏系圖、秀政忠貞年譜（以上小笠の光に收録せらる藩翰譜等を綜合して考ふるに小笠原氏と徳川家の因縁誠に密なるものあり）

天文、永祿の交戦亂相尋ぎ天下麻の亂れたるが如き時、信州の地は武田、北條、上杉等の諸豪に壓せられて小笠原長時其子貞慶の如き一時信濃の故地を去るの止むなきに至れり。天正十年貞慶岡崎に至り、徳川家康に依りしが兩家親交の初めなり。

天正十一年貞慶は其子秀政を人質として岡崎城に赴かしむ。

天正十七年秀政二十一歳徳川氏より豊臣綱白の本領松本城安塔の印書を受け徳川氏の女孫四時三

の長女を娶り此に因縁深きを加ふ。

秀政の女萬姫は家康の養女として蜂須賀至鎮に嫁し、同千代姫は徳川秀忠の養女となりて細

川越中守忠利に嫁せり。

秀政及び其長子忠脩は元和元年大阪夏の陣に徳川氏の爲めに戦死。

秀政の二男忠真寛永九年八月拾五萬石に増知し、小倉へ移封し九州鎮護の大任を命ぜらる。

以上を以て見ても兩家の關係の特に密なるものあるを知る、而して徳川氏の盛なる時に當り東照宮を建立して幕府の歡心を買はむとしたるもの必ずしも少からず、小笠原氏が東照宮創建の舉ある當然のことなりと云ふべし。

按ずるに小笠原氏が東照宮のことに關りしことは忠真早く寛永十三年冬江戸城二の丸に東照宮の社殿創業及石垣の修繕を命ぜられ十四年四月社殿の地鎮祭を行ひ八月竣工す、將軍親しく慰勞し賞品の下付あり、此時既に藩内にも東照宮建立の意動きしならむか果せるかな慶安元年四月足立山の麓に東照大権現の社殿を建立し傍に天台宗の一寺を創建し傳法山妙行寺寶壽院と稱し寺領百石を寄附す、是れ小倉藩に於ける東照宮の始めにして延命寺に於ける寺社建立の先驅なり、後足立山下に廣壽山羅聚禪寺を建立するに當り妙行寺は小倉の西郊に移され東照宮は忠基の代に至り延命寺に遷さるゝに至れるなり。

○東照宮の事務は延命寺に於て處理したること云ふまでもなし、而して正月十七日の初祭りに藩主自ら正式の參詣をなすも江戸在府の折は老臣をして代參せしむ、此の日神前にて獻茶の

式あり、式終りて延命寺別當は代參老臣を同寺の白書院に待ちて壽茶を進む、是は開山靈濟法印以來の恒例なり。

大祭は四月十七日にして此日に限り一般の參拜を許され餘日は參詣を禁止したり。

○延命寺及東照宮の規模

○本寺

廢寺となりてより僅か六十餘年に過ぎざるに既に往時の堂宇の配置等詳かならざるものあり、文献の據るべきものも亦全く之れ有らず、苦心調査の結果粕屋郡小野村清瀧寺の住職田中純明師(昭和五年七十八歳)は延命寺の末年、同寺にありしを以て同師の遠き記憶を基礎とし、大體別圖の如き構造なりしを知り得たり、然りと雖も建物の廣さ各建物間の距離の如き盡くは正確を期する能はざるは止むを得ざる所なり、更に要塞地帯なるを以て地形縮尺等正確に現はすことを得ざるを遺憾とす。

○東照宮

神殿は二間半に三間位、拜殿五間、四方位もありて長さ三間幅二間位の廊下にて連ねられ、總朱塗の華美なる建築なりしと云ふ、寺院よりも、一間半位高き地盤に建てられ、其の距離約四十間餘、
○境内の附屬建物

護摩堂 五間、四面位の建物、本寺の東にあり。

開山堂 三間に二間半位の建物。

三觀亭 三角堂とも云へり、其の構造三角形をなすを以てなり、廣さ十二疊、敷位孝親和尚の建

立。

止観堂 四角堂とも云へり、廣さ一坪位今芝玉和尚の墓の邊にありたり、三角堂四角堂何れも

船板にて作られ屋根は小板葺にして風流の遊び所なりき。

稻荷社 二間四面位の建物にして登り上り口に近き右側にあり。

人丸社 護摩堂の西方にありし極めて小なる社なりき、傳へ云ふ此の祠に安置せし人麿像は

元と明石の人丸神社にありしが小笠原氏明石より小倉に轉封の際持ち來れるものなりと、慶應の變動に際し如何になりしか、其の後企救郡徳力なる神理教本院に保管せられあることが判明し、企救郡役所より明石に照會して終に明石の人丸神社に返納したり。

御供所 東照宮の神饌供給所にして八疊敷三室ありたりと此の建物と東照宮神殿との中間

にありしと云ふ深さ十五間の井戸は今も存して清冽なる水を湧出しつゝあり。

材木小屋 御供所の北に並び建てり長さ五間巾二間位もありつらんと云ふ。

○末 寺

寺院由來記によれば

鷲尾山寶積寺 京都郡菩提にあり、現存。

見徳寺 小倉市清水にありしが廢滅。

千光寺 本寺の西方山麓にありし小庵なりしが慶應變動頃には存せり、現在廢滅。

○地 域

明治五年寺院本末明細帳によれば境内二千五百八坪山林七千五百坪、墳家無しと記せり。外に寺領二百石、東照宮領百石ありしことは前に記したり。

〔村誌〕

延命寺東西廿四間、南北三十四間、面積貳段貳拾歩。

○本寺院は規模相當に大なりしも別圖にても知らるゝ如く他寺院に見る巍然たる本堂を缺きたるは遺憾なりき然れども地高くして海濱に臨み海陸交通者の目に觸れ易く文人墨客の詩歌に詠ぜしもの亦少からず。

豊前國誌

御寺の座舖より見下せば長門の海島、小倉の海岸、東には挿頂山、門司の城山、大里の驛等數十丁海邊の松原を見渡し藍を解したる如く、海ばらに上り下りの廻船、白帆の絶間なく、其景色の移り替りしさまは實にも類ひ少き眺望と云んかし、またも東南の方には武藏山、忘言亭の青山、杯一目に見上げ月のさし出る折からは宿の歸るさも忘るゝ計り也。

三州居士集

齋寺會同故友、故忽々此日恐山、嘲聲聲忽出、萬松上、蓬認僧、易如鳥巢。

〔清溪詩稿〕赤坂謁東照公廟

崇祠選絕壁、勝槩冠豊前、撥亂經綸業、昇平三百年。

險山隔江對、漲海接天連、餘慶無窮己、後昆龍爵傳。

佐野經彦

ほのくくと赤坂山の月影をまつにふかしぬ山ほとゝきす

神變 遷

慶應丙寅の變動に史料散佚して詳かにすることを得ず。

〔寺院由來記〕

寶曆十三年癸未十月十八日坂下に新道を付る長さ百五十間幅貳間也左右に芝士手築き並木の松を植る。

寶曆十四年甲申四月朔日鎮守山王社を改造す同年五月より東照宮の御宮修營同九月七日外

遷宮

明和二年乙酉二月九日正遷宮同四月十七日三十六歌仙近岡師染筆也奉納あり。

〔村誌〕

慶應二丙寅年兵亂に遇ひ堂宇烏有に屬す。

〔龍吟成夢〕

此延命寺は丙寅の兵火に燒失す明治の今は公園地となれり。

○按ずるに延命寺の堂宇普通は慶應二年七月長州兵との激戦に兵火にかゝり烏有に歸したりとなすも必ずしも然らざる如し小倉市室町に長州政廳の建設せられし際其の木材には延命寺の古材を用ひ小倉縣となり其の廢せらるゝや一部は京都郡樺市小學校の建築に使用せられたりと云ふ尙ほ其の一部が小倉高等小學校の寄宿舎建造に用ひられしことは同校の記録にも殘されたり粕屋郡清瀧寺の田中純明師は當時同寺の寺僧として在任し決して燒失したること無

しと稱す。元とより慶應戦争の小倉方面に於ける最も激戦と云はれしものなれば、寺塔の相當破壊せられたることは想像するに難からず。

○戦後延命寺は廢寺となりしが山上に長州奇兵隊山口鵬輔以下十五名の屍を埋葬せしを以て長州の紫玉禪師此に住し、戦死者の墓を守りたり。建物は小倉縣廳の用材として取られたれば其の跡に一小宇を築き妙行寺と稱し住せしが、明治の末年寺廢せられて其儘料亭となりしは變化も亦甚しと云ふべし。

○延命寺及東照宮の蹟今は妙行寺が其の儘料亭となりて形勝を誇る外は東照宮址近くにある井戸一個を残すのみ、深さ十五間ばかり、水質良好にして且つ豊かなり、山上一帯に櫻樹を植え春の遊樂地となり、夏は納涼地として知らる。

○延命寺は慶應變動後廢寺となりしも、千手觀音及地藏尊像の赤坂原田某の家に安置せしが、黄髮宗前管長紫石禪師其他の有志によりて再興を企てられ、大正三年四月延命寺電車停留所の西四丁の一小丘上に建築せられ、延命山觀音寺と稱し、廣壽山覺瑞入りて其の第一世となれり。

地藏尊像は高さ五寸位のもの千體を千光寺に納めたりしが、其の庵室小なりし故納めきれず、延命本寺にも分納せりと云ふ。

○小倉市誌に記する延命寺歴代の住職左の如し。

第一世 靈濟 享保十八年三月二十六日寂、享年五十八。

第二世 靈湛 享保二十年十月十五日住職となり、寛保四年二月寂、享年六十一。

第三世 靈然 延享元年住職となり、寶曆五年二月廿三日寂、享年五十九。

第四世 靈民 寶曆五年六月六日住職となり、安永五年二月十五日寂、享年七十。

第五世 靈儀 安永五年六月廿六日住職となり、文政三年正月二十五日寂。

第六世 靈堅 文政三年八月廿六日住職となり、文政十年六月四日寂。

第七世 廣深 天保三年十二月二日住職となる。

田中純明師の談によれば、慶應變動頃の同寺には住職を廣恭と云ひ他に六人の僧ありしと云ふ。

○東照宮の神體は田中純明師が葵印の布呂敷に包み負ひて一旦田川郡香春の神宮院に逃れしが、其の後同師の生家京都郡久保村田中傳作方に半歳許奉遷し、現在は犀川村の生立八幡宮に合祀されありと云ふ。

二 長州奇兵隊の墓

延命寺山の北端にあり、大小四基の石碑を建つ。元と鳥越忘言亭の下方道路の兩側にありしを今の處に移轉したるものなりと云ふ。此の墓につきては先づ慶應變動に於ける赤坂戦争の狀況を調査する必要あり。

(一) 慶應丙寅の變動

小倉にては俗に御變動と云ひ、史に所謂長州征伐の一部面なり。其の原因、一般の戦況につきては此の記事に對し述ぶるを用ひず。今は只延命寺山を中心としたる、慶應二年七月二十七日の戦況を擧ぐれば足る。

(島村眞倫傳)

二十七日午前一時長兵復砲を勅使松の臺場に發し別軍大里に上陸、藤松の砦を襲ふ赤坂延命寺、正山は肥後の將長岡監物溝口耕雲の堡壘たり、本道の敵兵之に迫る、肥兵大碼を發し之を挫き、小銃敵の撤兵を狙撃す、我別隊の兵之を助く飛龍艦進んで敵の後軍を砲撃す、敵兵死するもの五百餘、屍を棄て走る。

山縣公爵の懷舊記事

二十七日我軍は復た大里より上陸し延命寺の險を奪ひ、直に小倉を取るの目的を以て高杉總督の旅寓白石正一郎の宅に於て軍議を定め、…此險を占領せば直に小倉城に進撃すべし、而して海軍は延命寺の砲壘を砲撃して以て陸兵の進行をして容易ならしむべしと一決す、…次に奇兵一小隊は山田鵬介之に長として、大島越より左に折れて山間の樹木を攀援し危巖飛流を蹠涉し、凡て路なきの險阻を冒し、遂に延命寺の險と相對する處に出で、發射を始めたれば本道よりは虚撃を行ひ劇戦すること數時に涉り、山田は自ら劍を抜て率先し進みて延命寺の砲壘に突入し、幾んど之を陥んとするに際し惜むべし、銃丸に中り戦死したり、山田已に死して之を統御するものなければ此勇猛なる小隊も進むに由なくして遂に引揚げたり、之が爲め死者頗る多く傷を蒙らざるもの小隊中殆んど稀なり、實に非常の劇戦なりき、中略此日や晩天より引續きて終日劇戦して炎熱燒くが如くなれが我兵の非常に疲勞したるを以て黄昏に至り之を引揚ぐることに決し云々。

以上により延命寺の戦が如何に劇戦であり、小倉軍亦克く防戦せしかを知るに足る、若し九州諸侯の後援相尋ぎたりせば形勢如何に變ぜしか、賈倫傳に云く然り而して閣老指揮宜を失ひ諸

藩服せず、且大樹家茂公大阪に寓するの密報至る。是に於て關老夜逃れ諸藩兵潰ゆ、小倉藩の如きは公戦の末、終に無名の私闘と爲り且つ平地無援の孤城勢持久に堪へず、因て田川郡の險要に保つての議起ると、時勢止むを得ざりしと云ふべし。

七月二十七日は延命寺のみならず、鳥越方面も亦劇戦あり、肥後兵之に當り優勢を示せり。

八月一日長州軍小倉に入り、八日本營を廣壽山に移す、其後長兵と小笠原軍とは田川京都方面に於て企救郡境に對峙せしが十月に入り、止戦の議起りしも成らず、其の後幾多の交渉を経て慶應三年正月講和の約成り、企救郡は毛利氏の管する所となる。

(三) 奇兵隊の墓

碑は大小四基あり、戦死者の姓名

山田 鵬輔 梅津熊之進 徳見與五郎 春日與七

山城 平吉 橋 式部 矢玉助太郎 藤野波太郎

山本宗之進 柏村棋之丞 柏村作右衛門 西安太郎

池田造酒之進 徳田啓藏 徳田徳三郎 山田辰次

十六名のみ、他にも尙ほ戦死者のありしことは云ふまでも無きも是等は、特に著しき人々ならむ。長州の芝玉禪師延命寺の舊蹟に住し、亡友の靈を弔はんとし、毛利氏之を許し、此地を禪師に與へて守墓の領となせり、乃木將軍小倉の聯隊長たりし時、屢々來訪して恰かも兄弟の如かりしと云ふ。

現今芝玉禪師の墓延命寺にあり、止觀堂の址なりと云ふ、長州兵の戦争に小倉軍が寺の礎を積

み重ねて俄か砲臺を築きしは其の下方なり

三 宮本武藏の碑

此の碑元と赤坂田向山なる宮本家累代の墓地に在りしが、明治二十年田向山砲臺を築きし時これを延命寺山に移す、武藏の養子伊織が建てしものにして、武藏傳の正確なる基礎となす。

〔龍吟成夢〕

此山下延命寺を過ぎて鳥越と云ふ、此往來の側山下に清水湧出す、地藏尊ある故に地藏ヶ鼻と云ふ、此鳥越は武藏山なり、頂上に宮本武藏の碑あり、此山は總て宮本家の所有地なり、麓に別荘あり、同家代々の墓所もあり。

當今は武藏の碑を延命寺山三觀亭の側に陸軍より移されたり、其故



小倉延命寺宮本武藏碑

は武藏山に砲臺出來に付てなり。

○此の碑が小倉に建てられしにつきては、宮本氏が小笠原家に仕ふるに至りし事情を明かにする必要あり。

〔宮本家正統記〕頁次伊織

實田原久光二男

實母小原上野守源信利女

慶長十七壬子十月廿一日生於播州印南郡米墮邑

寛永三丙寅年於播州明石奉仕于忠真公之御近習于時十五歲

寛永八辛未年執政職

寛永九壬申年從于公移于豊前小倉於此領采地貳千五百石

武藏も本は田原氏にして、田原家貞の子田原久光の弟たり、然れば伊織は武藏の甥にして養子となりしなり、世に傳ふる鱒武藏の説は宮本家には傳はらず、北豊偉人叢話に鱒武藏のことを記して「文武兩道を修めしめ、豊前小倉に來り時の國侯小笠原忠真朝臣に此の少年を推舉して仕へしめたり、之が後年宮本伊織と稱し、二千石を食して重職となり、師の武藏に劣らざる英名を揚げにき」とある、小笠原家仕官の年月宮本家の家譜系圖とは異なれり。

池邊義象氏著宮本武藏傳に「元和元年大阪落城し天下全く徳川氏に歸してよりは、武藏は更に世を思ひ放ちけむ居處暖まるに暇あらず、或は東に或は北に、さては南し西せしと思はるゝことは、こゝかしこに其の事跡を傳へたるにて推測るべし……（鱒武藏の記事あり）……後豊前小倉に至り、武藏はこれを我が子として小笠原家に薦めたり、宮本伊織と稱ふは是なり」とあるも亦系圖とは異なれり。

天明七年豊前小倉分限帳を見るに明石以來の武家七十六人として二千石宮本主馬見ゆ、天保十二年御家中知行高控寫には播州明石二千石宮本左織とあり。

○彼此綜合するに武藏諸國逼歷中に播州明石に於て伊織を藩主小笠原忠真に薦め、小笠原氏の小倉轉封と同時に隨伴し來りしものか、島原の兵亂に際しては伊織は養父武藏と共に出陣し、小笠原家の侍大將を勤めて功あり四千石となる、其の人傑なりしことは人口に膾炙し小島禮重の「鶴の眞似」に逸事十數件を擧ぐ、

○碑は自然石にして、高さ一丈五尺、巾四尺厚二尺五寸あり、文は廣壽山の二代法雲禪師の案と云ひ、又秦勝寺の春山和尚の撰とも云ふ、未だ何れか是なるを知らざるも巍然たる大碑は英名を轟きたる武藏の威風を見るに足る。

○宮本武藏碑文

天仰實相圓滿

兵法遺去不絕

兵法天下無雙播州赤松末流新免武藏藤原玄信二天道樂居士碑

正保二乙酉五月十九日於肥後國熊本卒

于時承應三甲午曆四月十九日孝子某謹建焉

臨機應變者良將之達道也、講武習兵者軍旅之用事也、游心於文武之門、舞手於兵術之場、而逞名譽人者、其誰也、播州英産赤松之末葉、新免後裔武藏玄信、號二天想夫、天資曠達、不拘細行、蓋斯其人乎、爲二刀兵法之元祖也、父新免號無二爲、十手家、武藏受家業、朝鑽暮研、思惟考索、灼知十手利倍于一刀、甚以夥矣、雖然十手非常用器、二刀是腰間之具、乃以二刀爲十手之理、其德無違、故改十手爲二刀之家、誠武劍之精選也、或架真劍、或投木戟、北者走者、不能逃避、其勢恰如發強弩、百發百中、發由無隕于斯也、夫惟

得兵術於手影，勇功於身，方年十三，始到播州，新當流，與有馬喜兵術者，進而決雌雄，忽得勝利，十六歲春，至但馬國，有大力量兵術人名秋山者，又決勝負，反掌之間，打殺其人，芳聲滿街，後到京師，有扶桑第一兵術吉岡者，請決雌雄，彼家嗣情十郎於洛外，蓬野爭龍虎之感，雖決勝負，觸木刀之一擊，吉岡倒臥于眼前，而息絕，預依有一擊之諾，輔弼於命根矣，彼門生等助乘板上，去藥治溫湯，漸而復，遂弁兵術薙髮，畢然後吉岡傳七郎，又出洛外決雌雄，傳七袖五尺餘，木刀來，武藏臨其機，奪彼木刀擊之，伏地立所死，吉岡門生含冤密語曰：以兵術妙，非所敵對，運籌於推轂，而吉岡又七郎寄事，兵術會于洛外下松邊，彼門生數百人，以兵杖弓箭，忽欲害之，武藏平日有知機之才，察非義之勳，竊謂吾門生云：爾等爲傍人，速退，縱怨敵成，群成隊於吾視之，如浮雲，何恐之，有散衆敵似走狗之追，猛獸震威而飯洛陽，人僉感嘆之，勇勢智謀，以一人敵萬人者，實兵家之妙法也，先是吉岡代々爲公方師範，有扶桑第一兵術者之號，當于靈陽院義照公之時，召新免無二，與吉岡令兵術決勝負，限以三度，吉岡一度得利，新免兩度決勝，於是令新免無二，賜日下無雙兵術者之號，武藏到洛陽，與吉岡數度決勝負，遂吉岡兵法家，浪絕矣，爰有兵術達人，名巖流，與彼求決雌雄，巖流以真劍請決雌雄，武藏對曰：備揮白刃，而盡其妙，吾提木戟，而顯此秘，堅結漆約，長門與巖前際，海中有鳥謂舟鳥，兩雄同時相會，巖流手三尺餘之白刃，來，不顧命盡術，武藏以木刀之一擊，殺之，電光猶遲，故俗改船鳥謂巖流鳥，凡從十三至壯年，兵術勝負六十餘場，無一不勝，且定云：不打敵眉八字之間，取勝，每不違其的矣，自古決兵術，雌雄人，其算數，不知幾千萬，雖然於夷洛向英雄，豪傑前，打殺人，古今不知其名，武藏屬一人耳，兵術威名，遍四夷，其譽不絕，古老口，所銘令人肝臟，奇哉，妙哉，力量雄玄，異于他武藏，當言兵術手，熱心得一毫無私，則不恐於戰場，傾大軍，又治國豈難矣，巖臣太閤，巖臣石田，治部少輔，謀叛之時，武藏勇功，桂名，縱有海之口，溪之舌，以說盡簡略，不記之，加旂，無不通禮樂射御書數之文。

況小藝功業殆無爲而無不爲者歟蓋大丈夫之一體也於肥之後州卒時自誓於天仰實相圓滿兵法逝去不絕字以言爲遺像焉故孝子立碑以傳于不朽令後人見嗚呼偉哉

宮本伊織立石

永満寺址の経筒

第一圖ノ二



年號の彫刻ある經筒

第一圖

經筒（陶製・青銅）外・套・銳・刀子



圖 二 第

筒 經 銅 青



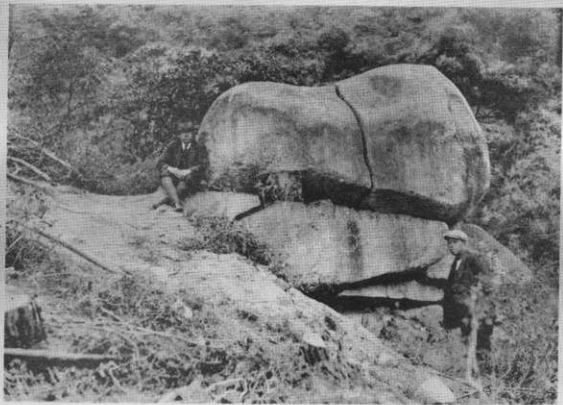
りあ別彫の號年にもるす有を形塔に蓋

二ノ圖二第



等木軸子刀及套外しせ護保を筒經

圖 三 第



岩 石 千

永満寺趾の經筒

編註 島田寅次郎

昭和五年四月鞍手郡直方町高取山の下腹部に當る永満寺趾と稱する附近の土中から經筒が發見されたが其の數量の多いのと、年號の刻したものが二つも雜つてゐた點に於て恐くは本縣では稀有の發見と稱すべきである。

發見のヶ所は高さ六七百米もあるべき高取山の半ばより少し低い脊骨をなせる山の追で二ヶ所集約的に經筒が埋藏されてゐたが、その地は高取山を背景とし西南方は開豁にして數里の平野を一眸に眺め東南遙に英彦山の奇峰に對向せる絶勝の地であつた。

發見の動機は元來此の山は官有地で山林の拂下を受けた中島某氏が松材運搬の道路を開く際、野石を積みたる石室の破壊せるヶ所に經筒の破片らしきものを見出したるに初まりしと云へり。此の經筒埋藏地附近には佛堂の卷趾らしき十坪ばかりの平坦地があつて、今は唯五輪の形を刻せる塔婆が一基存在する外に積石の臺が一つあるに過ぎないが此の塔型は相當に舊く足利時代頃のものと思像した。

此の卷趾から左に折れて登ること五六十歩にして川から集めた礫石太さ拳大の石が數百ヶ

積まれた所に行き當る此石の前面に於て經筒の陶製が三ヶ青銅製三ヶ鏡二面刀子三本軸木に紙本の腐着して塊狀のもの一ヶ粗製の土筒二一ヶは蓋あり其他破片若干發掘せられた第一圖及第一圖ノ二

土筒の蓋あるもの

胴の回り二尺三寸

高さ一尺四寸

蓋を介せて

陶製經筒 破耳あるもの

同 一尺三寸

同 一尺

青銅經筒 蓋に塔形あるもの

同 八寸

同 八寸 外蓋の高
三寸六分

刀子は八寸乃至九寸軸木の長さ六寸五分鏡ノ經二寸九分

前記青銅經筒に左の刻字がある。

永 書寫平等大〇

乘妙法蓮華經

天永元年 建次
庚寅

十二月廿一日

勸進僧〇〇

助成僧辰〇

此の礎石の所在地より登ること數十歩にして此の地方の人が千石岩第三圖と呼ぶ巨石の前にも又經筒が埋藏してあつたのである。こゝは青銅製經筒六ヶ土筒二ヶ刀子の完全なるもの三本鏡の破片一面軸木の完全なもの一本其他鐵片土器の破片等若干此の經筒中蓋に佛像を附せるものは珍しく、その左側寫真第二圖の蓋に塔形あるものに年號と呪願文が刻してあるが刻字

の浅きと錆とのため文字が讀めないのは遺憾である。此の塔は土筒に保護されて第二圖の二にあるが如く塔の尖端のみが少しく外に現はれてあつたとの事である。

大型經筒 蓋に佛
あり

回り一尺三寸二

高さ八寸

小型同 塔と、
號あり

同 六寸五

同 七寸 塔を除く

土筒蓋あり

同 一尺五寸

同 一尺 蓋を合せて

鏡の直經二寸二分刀子と軸木前に同じ

經筒の刻銘

妙法蓮花經序品

妙法蓮華經勸發

○部廿八

次に呪願文があつて華法者不滅千時彌勒殿迎如陳拜等の文字が五行ある様であるが全文は讀過しがたい次に

豊前國田川郡

託摩御山住僧

永久三年 未乙

一月六日

勸進僧教○

と明かに刻してある。託摩は今でも此の地方一般の呼稱であるがもとは田川郡で慶長の頃筑前

に屬したとの事である。

出土品は前記だけでまだ外に發表せざるものもありと云ふ人があるが私の見た前記のものを發掘者につき聞き得た事實を纏めてみれば左の通りである。

埋藏物の所在には二ヶ所共に的確な目標はないが、一ヶ所は礎石を積み一ヶ所は大岩石の前に埋めたのは何等が之を暗示したかとも思はるゝ、礎石は臺坐を造る程大きなものではないが何か一種の管作物の跡らしい、千石岩第三團は長さ十二尺高さ十八尺で二ヶ所の巨石を恰好よく重ねた状態で横はつてゐるので太古巨石文化の遺物とも思はるゝが、それとも又自然のものとも云はれぬ事はない、鬼に角之を目標として埋めたのか偶然かは疑問である。

埋藏しある經筒の上には野石が少し露出せし外何物ともなかつたが埋藏の仕方は粗造の石室を造り、中央に見目よき經筒を置き其左右の兩側にも經筒が並べられ都合三箇相並び、周圍には木炭で包み圍み、淺きは地表より三四尺の所に、深きは一問位の所に在りし山。

經筒に藏めた紙本は灰塊となつてあつたので確かならざるも多分法華經なりしなるべし、軸木は其残りしものによれば髓を有する木を丸く削りて二つに割り紙本の一端を挟みて卷きたものらしく、紙は悉皆腐つて一字とも見る事は出来ないが、實相の理は常住にして朽ちず、此世の紙は朽ちても其願其志が清く堅ければやがて彌勒の下世に逢ひ得る事を信じたものであらふ。鏡は三ヶの内完全なるものは唯一ヶだけで平安朝の風格を備へた菊花飛雀鏡で、縁は著しく外傾式内區に紐坐の周圍と共に菊花紋五ヶ飛雀二羽を現はし外區にも菊の花と葉と脈はしき圓縁で、重量は十八匁九である。

此の鏡が如何なる状態で置かれしやは發掘者に明瞭な記憶がないのは遺憾ですが、今回は三
面程見出されて合子は一ヶも出ていない所から見れば、單に廢除として見るばかりではなく、男
子の刀子(六本外に鐵片あり)に對し善女が結縁のため施入せしものとも解してよきようである。
經筒は其形態から云へば小形で粗末であるが、年號の刻してあるのは學界に裨益を與へた、一
は天永元年一は永久三年共に鳥羽天皇の御治世で兩者相距ること五年則ち下の礎石前にあつ
た方が五年以前に埋藏されたもので現昭和五年からは八百二十年以前の事で、本縣出で年號の
明記しある經筒中最古の部に屬し豊前京都郡久保光圓寺出土の經筒か同じく天永元年又早良
郡飯盛山頂より出土の瓦經が永久三年で同時當時佛教社會に在りては末法到來の悲觀時代に
入れる際なれば、呪願文に其片鱗を見る如く法華經を寫して龍華三台の時を期すると共に種々
求願の淨業を企てたるものなるべし。

永滿寺に關し筑前續風土記によれば

大典山往生院とて天臺宗の寺で、此の寺あるが故に村名とす、開基の時代明かならず比叡山の
末寺なり、天文十八年大内家より九町七反の寺領を寄附した寄進狀あり、山中閑寂にして世俗
の塵を遠かる、此寺元祿十一年直方へ移さる、直方の先君より寺領十石寄附し給ふ

とある、太宰管内志にも略同様の記事があつて黒田家の祈願寺である旨が記されてゐる、それで
永滿寺に關しては天文以前の事は不明であつたのが、今回經筒の發見で八百餘年前既に此地に
天臺宗の寺院があつて法悅の光を附近の村落に放つてゐた事と、以前此の地方が豊前國に屬
した事も明瞭である。

附記 現今直方町字西殿町に雙林院がある。本尊大日如來。寺記によれば當初は永満寺と稱し、後今の稱に改む。昔高取山の麓にありて勅願寺たり。天正中戦争のため燒失して雙林院一寺となる云々。されば今の雙林院は古昔永満寺の一院でありしものなるべきか。

昭和六年三月三十一日發行

福 岡 縣

昭和四十五年十二月一日 覆版

發行所

福岡県文化財資料集刊行会

福岡市箱崎宮小路本通り一九二三

電話 (六五) 二六八八

振替口座福岡二六八五六

〒 八二二